

2023 年度 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま 調査研究事業

岡山県における
高齢者および障害者世帯のための
ごみ出し支援制度に関する
実態調査報告書



第2版

令和6（2024）年3月9日

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま

理事長あいさつ

岡山市では2023年3月からプラスチック資源ごみの分別収集が始まります。それは資源を生かす意味では素晴らしい取り組みである一方、排出する市民側もそれに協力する負担が増えます。

福祉オンブズおかやまで毎週行っている電話相談に、2022年、地域で暮らしている身体障害者から「ふれあい収集（高齢・障害などで自力でゴミステーションまで排出することが難しい世帯について戸別回収を行う事業）を利用したいのだけどうまいかない」、という相談がありました。この件は、その後数カ月かけて交渉を支援され、ふれあい収集が実現したのですが、その活動を通じて、「ごみを出すのは、生活の根幹にかかわる需要。体が動きにくい高齢者・障害者はどうしているのだろう。行政はどのような施策をしているのだろう」という問題に目が開かれました。

そこで、2023年度の調査研究事業として、岡山県の自治体でのごみ出し支援の実情をテーマにし、質問票の検討を経て、8月にアンケート調査を実施したのです。分別や回収日の確認が難しい知的障害者、精神障害者についても対象としました。

幸い、すべての自治体のご協力を得て、100パーセントの回収が実現し、岡山県での具体的な状況が見えてきました。

県内27自治体のうち、実施しているのは8つにすぎませんが、運用が始まれば利用は着実に増えている、すなわち、必要性は高いことがわかります。そして、実施していない自治体も必要性は認識しておられるところが少なくありませんでした。

この報告書は、必要性が高いゴミ出し支援について、必要な人に必要な支援が届くように、市民がどう行動すべきか、また、どんな形なら実現できるかをかんがえる絶好の材料となっています。ぜひお手に取って、じっくりと読んでみてください。そして、より良い福祉社会の実現に向けて、ともに行動いたしましょう。

2024年3月

特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま
理事長 高崎和美

第2版は、第1版の誤記載個所を2024年7月に修正した版となります。

理事長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 卷頭

I 本調査の概要

| | |
|-------------|---|
| 1) はじめに | 1 |
| 2) 調査目的 | 1 |
| 3) 調査対象及び方法 | 1 |

II 調査結果

1) 調査対象の概要

| | |
|-----------------|---|
| (1) 本県における廃棄物部局 | 3 |
| (2) ごみ出し支援制度の有無 | 4 |

2) 「制度あり群」の結果

| | |
|--------------------|---|
| (1) 当該支援制度の主たる主管部署 | 5 |
| (2) 当該支援制度の種別 | 7 |
| (3) 当該支援制度の利用世帯要件 | 9 |

①高齢者（要支援・要介護）世帯

| | |
|--------------------------|----|
| A) 年齢基準 | 9 |
| B) 世帯基準 | 10 |
| C) 介護保険制度の要支援・要介護度を用いた基準 | 12 |
| D) 障害者世帯 | 13 |
| E) 障害者世帯における世帯基準 | 13 |
| F) 障害状況（身体障害）について | 14 |
| G) 障害状況（知的障害）について | 15 |
| H) 障害状況（精神障害）について | 16 |
| I) 障害状況（難病等）について | 17 |

| | |
|--------------------|----|
| (4) 当該支援制度の開始以降の経緯 | 17 |
| A) 当該支援制度開始時期 | 17 |

| | |
|--|----|
| B) 当該支援制度開始以降の変更について ······ | 18 |
| (5) 当該支援制度の開始契機 ······ | 20 |
| (6) 当該支援制度の利用世帯要件を決めた部署 ······ | 21 |
| (7) 当該支援制度の利用世帯要件を決めた理由（根拠） ······ | 21 |
| (8) 当該支援制度の利用世帯数 ······ | 23 |
| (9) 当該支援制度の新規申請状況 ······ | 25 |
| (10) 当該支援制度の新規登録数 ······ | 26 |
| (11) 新規登録に至らなかつた理由 ······ | 26 |
| (12) 新規登録に至らなかつた申請ケースへのフォロー ······ | 27 |
| (13) 当該支援制度の周知方法 ······ | 28 |
| (14) 当該支援制度の利用申請から支援開始までに要する平均的な期間 ··· | 30 |
| (15) 当該支援制度の実施要綱を作成状況 ······ | 30 |
| (16) 当該支援制度の実施要綱のホームページ公開 ······ | 31 |
| (17) 当該支援制度の運用マニュアル作成状況 ······ | 32 |
| (18) 当該支援制度の運用マニュアルをホームページ公開 ······ | 32 |
| (19) 利用申請世帯への面談 ······ | 32 |
| (20) 新規申請に伴う面談担当部署 ······ | 33 |
| (21) 面談同席者について ······ | 34 |
| (22) 当該支援制度が対象としている分別品目 ······ | 35 |
| ①「普通ごみ」の回収元および排出先 ······ | 36 |
| ②「資源物」の回収元および排出先 ······ | 37 |
| ③「粗大ごみ」の回収元および排出先 ······ | 38 |
| (23) 当該支援制度における分別方法および回収日 ······ | 38 |
| (24) 当該支援制度の利用者負担 ······ | 39 |
| (25) 当該支援制度における安否確認 ······ | 40 |

| | |
|--|----|
| (26) 安否確認によってトラブルを発見したか | 41 |
| (27) 安否確認の研修の有無 | 42 |
| (28) 当該支援制度の一時的な利用について | 43 |
| (29) 当該支援制度の一時停止および再開 | 44 |
| (30) 登録されている共助団体数、及び支援者数（コミュニティ支援型のみ） | 44 |
| (31) 当該支援制度を運用する上で課題 | 45 |
| 3) 「制度なし群」の結果 | |
| (1) 当該支援制度を行っている自治体があることを知っているか | 47 |
| (2) 当該支援制度の導入を現在までに検討されたことがあるか | 47 |
| (3) 当該支援制度を設けていない理由 | 48 |
| (4) 当該支援制度を導入する場合、どのような課題が出てくると思うか | 51 |
| (5) 過去のごみ出しに困難のある高齢者や障害者等世帯に関する相談 | 52 |
| (6) 導入の時期を想定している場合の時期 | 54 |
| (7) 将来的に当該支援制度が必要になると思うか | 54 |
| 4) 「制度あり群」「制度なし群」共通設問の結果 | |
| (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）でのごみ出し支援の有無 | 55 |
| (2) 自治会や NPO などが貴自治体からの補助金等の支援なしに独自に高齢者および障害者世帯等のごみ出し支援を行っている事例を知っているか | 58 |
| (3) 高齢者および障害者等のごみ出しについての悩みや考え（自由記述） | 60 |
| おわりに | 65 |
| 謝辞 | 66 |
| 引用・参考文献 | 66 |
| 【参考】第 28 回岡山県保健福祉学会発表スライド | 卷末 |

I 本調査の概要

1) 本調査の背景

各家庭から排出される家庭ごみ等の廃棄物の収集運搬および処理は、各自治体あるいは広域の単位で実施されている。住民は、自治体ルールに従って廃棄物を家庭から排出している。

しかしながら、高齢者世帯や障害者世帯にとって、独力で廃棄物を排出するには困難が伴う場合がある。例えば、要介護高齢者の場合、介護保険制度による訪問介護等のサービス利用が想定される。しかし、訪問介護における1回の訪問時間単位は20分以上となっており、単にごみ排出だけであればそこまでの時間を要しないため、他の家事支援とともにに行わざるを得ない。またルールにより、ごみ回収の曜日・時間帯が決められているため、そこに合わせて訪問介護を入れることも容易ではない。

そこで、環境省は通称「ふれあいごみ回収」とも呼ばれるごみ出し支援制度（以下、当該支援制度）を、高齢社会に対応した新たな仕組みとして提言している。古くは1990年代から、粗大ごみについて戸別回収制度があり、その仕組みが一般ごみへと広がりを見せている。

全自治体を調査対象とした「新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査（2021年）」（以下、2021年調査と表記）によれば、2021年1月時点での独自のごみ出し支援制度を持つ自治体は全体の34.8%（417自治体）であった。また、現在制度を導入していない自治体においても、導入を検討し将来的に導入とした自治体が24.5%あり、今後も高齢者ごみ出し支援制度を導入する自治体が増えることが予想される。

しかしながら、これまでの調査は全国の自治体を対象とした統計データであり、岡山県（以下、本県と表記）内の各自治体の現状把握を目的とした調査は見当たらない。そこで今後のごみ回収支援制度に資するべく、実態調査を行うこととした。

2) 調査目的

本調査の目的は、本県各自治体が行う高齢者および障害者世帯向けのごみ出し支援制度の実態を明らかにすることである。廃棄物処理は自治事務であり、各自治体によってその状況が異なる。利用できる行政サービスが異なることは、それぞれの住民から見て、居住地域による地域格差となってしまう。その格差は、高齢者および障害者世帯にとって大きな問題となり、ひどい場合ごみ屋敷問題に発展する恐れもある。そこで本稿では、各自治体による取り組みを比較分析し、当該支援制度を含むごみ出し支援の在り方について検討するデータを提供する。

3) 調査対象及び方法

本調査対象は、岡山県内全市町村（27自治体）の廃棄物部局等、当該支援制度担当部局である。調査方法は、質問紙法であった。返送方法は郵送した質問紙に記入・返送する方法

と、当法人ホームページから書式ファイルをダウンロード・メール送信する方法の 2 種類を準備した。

なお、本調査における質問紙の設問・回答選択肢作成では、国立研究開発法人 国立環境研究所が行った「高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査」（以下、2015 年調査と略記）および環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課が行った「高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査」（以下、2019 年調査）を参考にした。その際、上記調査関係機関に問い合わせ、承諾を受けている。

II 調査結果

調査期間は、2023年8月7日から8月31日としたが、最終的に2023年11月1日時点
で27自治体（回収率100.0%）から回収することができた。

1) 調査対象の概要

(1) 本県における廃棄物部局

本調査の質問紙は、各自治体の廃棄物部局に向けて郵送された。郵送先は以下の通りであ
った（表1.参照）。なお、本稿で自治体名を列記する場合は自治体コードの順とする

表1. 岡山県内各自治体の廃棄物担当課名

| 自治体コード | 自治体名 | 廃棄物部局名 |
|--------|------|-------------|
| 33100 | 岡山市 | 環境事業課 |
| 33202 | 倉敷市 | 一般廃棄物対策課 |
| 33203 | 津山市 | 高齢介護課 |
| 33204 | 玉野市 | 市民生活部 環境保全課 |
| 33205 | 笠岡市 | 環境課 |
| 33207 | 井原市 | 環境企画課 |
| 33208 | 総社市 | 環境水道部環境課 |
| 33209 | 高梁市 | 環境課 |
| 33210 | 新見市 | 環境課 |
| 33211 | 備前市 | 環境課 |
| 33212 | 瀬戸内市 | 生活環境課 |
| 33213 | 赤磐市 | 市民生活部環境課 |
| 33214 | 真庭市 | 生活環境部 環境課 |
| 33215 | 美作市 | 市民部くらし安全課 |
| 33216 | 浅口市 | 生活環境部 環境課 |
| 33346 | 和気町 | 生活環境課 |
| 33423 | 早島町 | 町民課 |
| 33445 | 里庄町 | 町民課 |
| 33461 | 矢掛町 | 町民課 |
| 33586 | 新庄村 | 住民福祉課 |
| 33606 | 鏡野町 | くらし安全課 |
| 33622 | 勝央町 | 健康福祉部 |
| 33623 | 奈義町 | 税務課住民課 |
| 33643 | 西粟倉村 | 産業観光課 |

| 自治体コード | 自治体名 | 廃棄物部局名 |
|--------|-------|--------|
| 33663 | 久米南町 | 税務課住民課 |
| 33666 | 美咲町 | 住民生活課 |
| 33681 | 吉備中央町 | 住民課 |

(2) ごみ出し支援制度の有無

当該支援制度を「設けている」と回答した自治体は、8 自治体（29.6%）（岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、井原市、浅口市、和気町、矢掛町）であり、一方「設けていない」と回答したのは 19 自治体（70.4%）（玉野市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町）であった（図 1.参照）。2015 年調査では調査対象自治体全体の 22.9%、そして 2021 年調査では 34.8%が、高齢者を対象としたごみ出し支援を行っていた。本県の結果は、2021 年調査と比較し、やや低い結果であった。

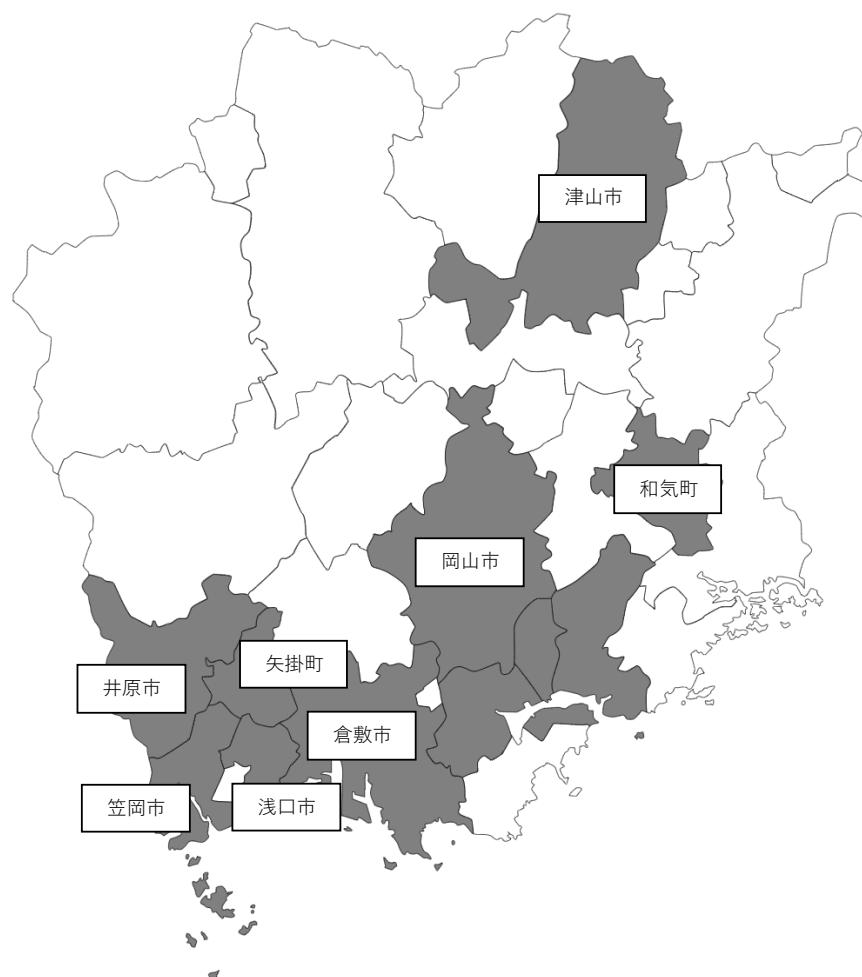


図 1. 岡山県における当該支援制度実施状況（2023 年時点）

2) 「制度あり群」の結果

以降、「設けている」自治体を「制度あり群」、「設けていない」自治体を「制度なし群」と分類する。「制度あり群」が実施する当該支援制度の名称は、以下の通りであり（表2.参照）、一部については各自治体のホームページ上で確認を行うことができる。

表2. 「制度あり群」の実施する当該支援制度名等

| 自治体名 | 当該支援制度名称 |
|------|---------------------------------|
| 岡山市 | 岡山市ふれあい収集（可燃ごみ等のふれあい収集） |
| 倉敷市 | 倉敷市ふれあい収集 |
| 津山市 | 津山市ふれあい収集事業 |
| 笠岡市 | 笠岡市ふれあい収集制度 |
| 井原市 | 軽度生活援助サービス |
| 浅口市 | 浅口市粗大ごみ戸別収集事業実施要項 |
| 和気町 | 和気町家庭系ごみ等ふれあい収集事業 |
| 矢掛町 | 矢掛町住民主体型サービス事業　訪問ボランティア事業（総合事業） |

岡山市、倉敷市、津山市、和気町の用いている「ふれあい収集」表記は、環境省が推奨する高齢者ごみ出し支援制度の通称となる。岡山市は自治体ホームページ上で「可燃ごみ等のふれあい収集」と対象ごみの種別を含めた表記をしていた。浅口市、和気町も、対象ごみを当該支援制度名称に含んでいた。井原市と矢掛町は後述する別タイプの制度であるため、制度名称が異なっていた。

(1) 当該支援制度の主たる主管部署

「制度あり群」に、当該支援制度の主たる所管部局を単数回答で尋ねた。その結果、「廃棄物部局」5自治体（62.5%）（岡山市、倉敷市、笠岡市、浅口市、和気町）、「福祉部局」3自治体（37.5%）（津山市、井原市、矢掛町）であった（図2.参照）。「廃棄物部局と福祉部局の双方」等的回答を答えた自治体はなかった。2019年調査では、全体の73.0%が「廃棄物部局」、21.5%が「福祉部局」と回答していた。また2021年調査では、64.4%が「廃棄物部局」、25.0%が「福祉部局」と回答していた。本県の結果は、概ね全国結果に近い傾向であった。

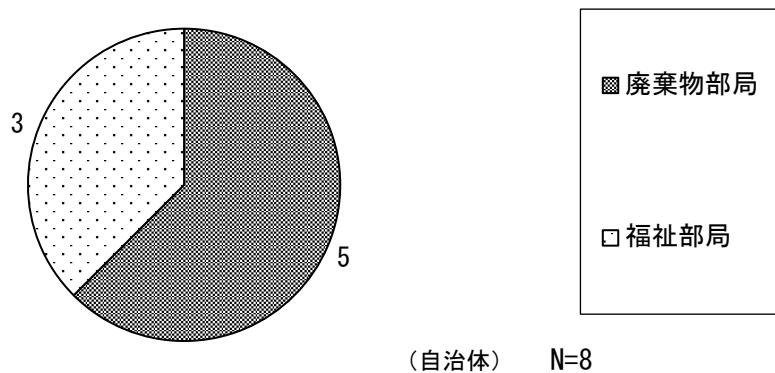


図 2. 当該支援制度の所管部局（単数回答）

所管部局が「廃棄物部局」のみと回答した 5 自治体に、「福祉部局」と利用者情報を共有しているかを単数回答で尋ねた。その結果、「共有している」 2 自治体 (40.0%) (倉敷市、笠岡市)、一方「共有していない」 3 自治体 (60.0%) (岡山市、浅口市、和気町) であった（図 3.および表 3.参照）。2019 年調査によれば、全体の 44.0% の自治体が関係部局（主たる担当が廃棄物部局であれば、福祉部局など）との間で利用世帯の情報を共有していた。この結果も、全国調査と概ね近い傾向であった。

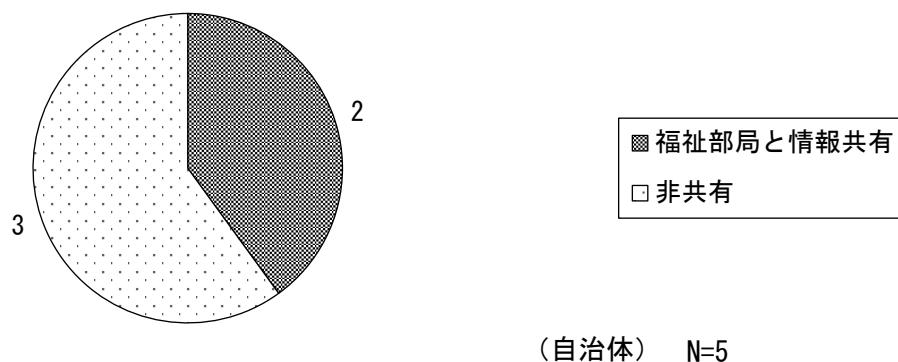


図 3. 福祉部局との連携（「制度あり群」廃棄物部局所管自治体のみ）（単数回答）

表 3. ごみ出し支援制度の主たる所管部局一覧

| 自治体名 | 主たる所管部局 | | 部局名 | 福祉部局との連携 |
|------|---------|------|-----------|-------------|
| | 廃棄物局 | 福祉部局 | | |
| 岡山市 | ○ | — | 環境事業課 | × |
| 倉敷市 | ○ | — | 一般廃棄物対策課 | ○ |
| 津山市 | — | ○ | 高齢介護課 | — (福祉部局) |
| 笠岡市 | ○ | — | 環境課 | ○ |
| 井原市 | — | ○ | 福祉課社会福祉係 | — (福祉部局) |
| 浅口市 | ○ | — | 生活環境部 環境課 | × |
| 和気町 | ○ | — | 生活環境課 | × |
| 矢掛町 | — | ○ | 福祉介護課 | — (福祉部局) |

(2) 当該支援制度の種別

環境省が出した「令和 2 年度 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務 高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き＜地方公共団体向け＞」によれば、「ごみ出し支援制度」には「タイプ I 直接支援型・自治体職員が収集（以下、直接支援型（直営）と表記）」、「タイプ II 直接支援型・委託業者が収集（以下、直接支援型（委託）と表記）」、「タイプ III コミュニティ支援型（以下、コミュニティ支援型と表記）」、そして「タイプ IV 自治体の福祉部局等による福祉サービスの一環型（以下、福祉サービスの一環型と表記）」の 4 種に分類できるとされる。これら分類に従い、「制度あり群」にその種別を複数回答で尋ねた。その分類で見ると岡山県は「タイプ I 直接支援型（直営）」5 自治体（62.5%）（岡山市、倉敷市、笠岡市、浅口市、和気町）、「タイプ II 直接支援型（委託）」1 自治体（12.5%）（津山市）、「タイプ III コミュニティ支援型」1 自治体（12.5%）（矢掛町）、「タイプ IV 福祉サービスの一環」1 自治体（12.5%）（井原市）であった（図 4.および表 4.参照）。2 種以上の当該支援制度を同時に実施している自治体はなかった。

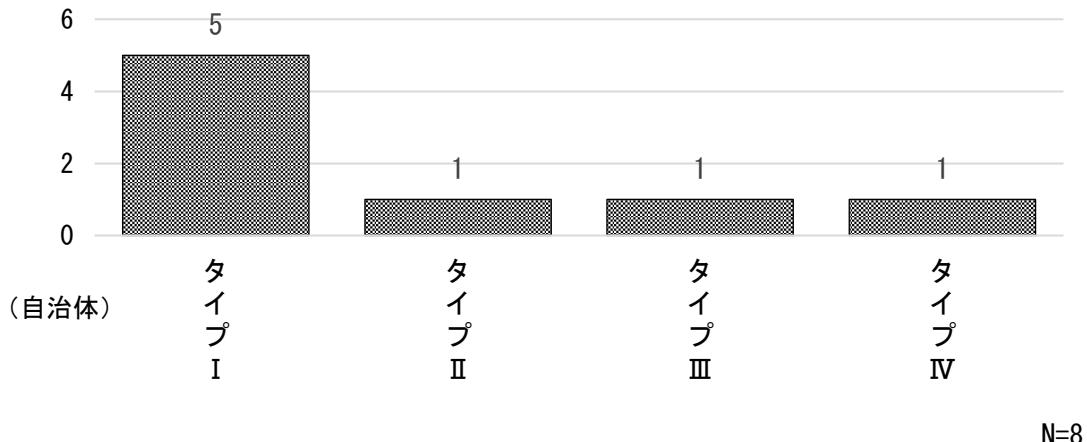


図4. 当該支援制度の種別状況（複数回答）

2019年調査によれば、最も多かったのは「タイプI 直接支援型（直営）」で52.8%、次いで「タイプII 直接支援型（委託）」が31.9%と続く。「タイプIII コミュニティ支援型」10.9%、「タイプIV 福祉サービスの一環型」は12.7%であった。本県は、「タイプI 直接支援型（直営）」が特に多く、それ以外のタイプが1自治体ずつしかなかった。

表4. 「制度あり群」における当該支援制度の種別

| 自治体名 | 当該支援制度種別 | | | | 所管部局 | |
|------|-----------------------|------------------------|---------------------|-------------------------|------------------|-----------------|
| | タイプI 直接支援型 (直営) | タイプII 直接支援型 (委託) | タイプIII コミュニティ支援型 | タイプIV 福祉サービ スの一環型 | 廃棄物 部局 ※再掲 | 福祉 部局 ※再掲 |
| 岡山市 | ○ | × | × | × | ○ | — |
| 倉敷市 | ○ | × | × | × | ○ | — |
| 津山市 | × | ○ | × | × | — | ○ |
| 笠岡市 | ○ | × | × | × | ○ | — |
| 井原市 | × | × | × | ○ | — | ○ |
| 浅口市 | ○ | × | × | × | ○ | — |
| 和気町 | ○ | × | × | × | ○ | — |
| 矢掛町 | × | × | ○ | × | — | ○ |

○：実施

×：非実施

特徴として「タイプI 直接支援型（直営）」はすべて「廃棄物部局」が所管している自治体であった。その一方、「タイプII 直接支援型（委託）」、「タイプIII コミュニティ支援型」、「タイプIV 福祉サービスの一環」については、それぞれ「福祉部局」が所管していた。

(3) 当該支援制度の利用世帯要件

「制度あり群」に対し、当該支援制度の利用世帯要件や基準等をどの部署等で決定したかについて尋ねた。その結果、すべての自治体が自らの自治体行政内で決めていると答えていた。今回調査した中には、矢掛町のように、自治体の共助団体を支援する取り組みもあったが、これも共助団体ではなく自治体側が利用世帯要件を決めていた。

当該支援制度利用については、申請者の個人特性（属性）および申請者（世帯）の世帯構成（家族構成）を中心に各自治体が基準を定めている。また、自治体の市町村長が認める特例があるとする場合もある。以下に、主な利用要件に伴う基準について尋ねた結果を示す。A)からC)までは高齢者（要支援・要介護）世帯、D)からI)までは障害者世帯について触れる。

① 高齢者（要支援・要介護）世帯

A) 年齢基準

「制度あり群」に対し、当該支援制度の利用世帯要件に年齢基準があるか単数回答で尋ねた。その結果、「ある」4自治体（50.0%）（津山市、井原市、浅口市、矢掛町）、「ない」4自治体（50.0%）（岡山市、倉敷市、笠岡市、和気町）であった。2015年調査では、「ある」66.9%、「ない」33.1%であった。また2019年調査では、「ある」63.5%となっていた。

今回の調査対象に年齢基準が「ない」と答えた自治体にその理由を確認したところ、介護保険制度における要支援・要介護認定を要件にしているため、自治体で年齢基準を設定しなくとも必然的に40歳以上（40歳から64歳の第2号被保険者、65歳以上の第1号被保険者）となるため基準を設けずともよいとの回答だった。

そこで先ほどの「ない」と回答した4自治体（いずれも利用要件の基準に要支援・要介護認定が必須）を含めると、「40歳以上」5自治体（62.5%）（岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、和気町）、「65歳以上」2自治体（25.0%）（井原市、矢掛町）、さらに「75歳以上」1自治体（12.5%）（浅口市）となった（図5参照）。

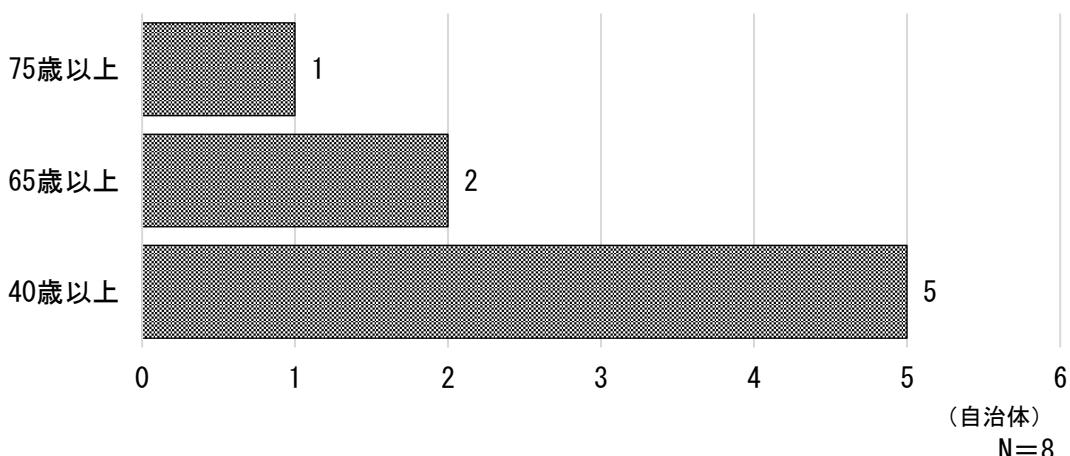


図5. 当該支援制度利用世帯要件の年齢基準（単数回答）

B) 世帯基準

「制度あり群」に対し、利用世帯要件に世帯基準があるかについて単数回答で尋ねた。その結果、「ある」と回答したのは 5 自治体 (62.5%) (津山市、笠岡市、井原市、浅口市、和気町)、「ない」と回答したのは 3 自治体 (37.5%) (岡山市、倉敷市、矢掛町) であった。2019 年調査によれば、利用世帯要件に「家族構成は要件に含まない」は全体の 6.6% であり、概ね 4 分の 3 の自治体が何らかの世帯構成要件を設定していた。本調査で「ある」と回答した自治体の世帯基準は以下の通りであった（図 6.および表 5.参照）。

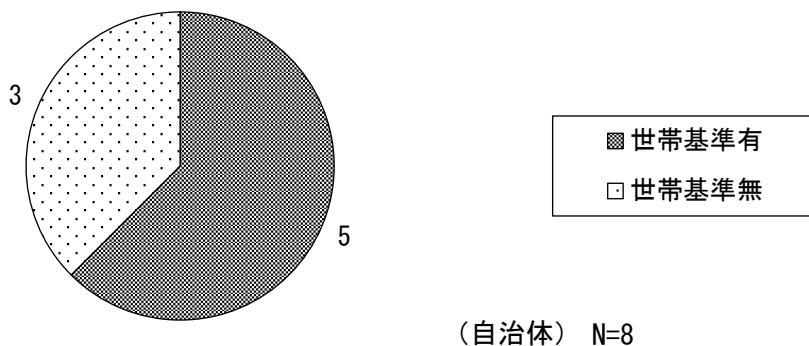


図 6. 当該支援制度における世帯基準の有無（単数回答）

表 5. 年齢基準を設ける自治体の回答一覧

| 自治体名 | 利用世帯要件の世帯基準 ※世帯基準に関する記載部に下線 |
|------|--|
| 津山市 | この要領によるふれあい収集事業対象者は、本市に住所を有し、現に居住している者のうち、次の各号いずれかに該当する者であって、ごみ置き場へのごみの搬出が困難、かつ、他の援助が得られず、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は、その他関係法令に基づくホームヘルプサービスを利用している <u>一人暮らしのもの</u> とする。ただし、 <u>同居する家族がいる場合でも、同居する者が高齢者や虚弱者又は年少者のみで構成され、ごみ置き場へのごみの搬出が困難な世帯も対象とする。</u> |
| 笠岡市 | 介護認定が要介護 1 以上、障害程度区分 2 以上に該当する一人暮らしの者又は、 <u>世帯員全員が要介護 1 以上。障害程度区分 2 以上の世帯</u> とし、親族近隣在住者又は訪問介護員等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。 |

| | |
|-----|--|
| 井原市 | <u>単身世帯、高齢者のみの世帯</u> |
| 浅口市 | 一般家庭から粗大ごみの排出をすることが困難な <u>高齢者で構成される世帯</u> |
| 和気町 | ふれあい収集の対象は、町内に在住し、在宅で生活している次の各号のいずれかに <u>該当する者のみで構成される世帯</u> であって、世帯員自らごみ等を集積場まで排出することが困難かつ排出に当たり親族又は近隣在住者等の協力を得ることができない世帯とする。 (1) 介護保険の要介護 2 以上の認定を受けている者 (2) 視覚障害又は肢体不自由障害 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者 |

上記回答をもとに、世帯基準に関する一覧を作成すると以下のようになる（表 6.参照）。

表 6. 世帯基準一覧

| 自治体名 | 世帯要件 | 一人暮らし | 【同居者】 高齢者のみ | 【同居者】 虚弱者のみ | 【同居者】 年少者のみ | 【同居者】 要介護認定 のみ | 【同居者】 障害程度区分のみ |
|--------------------------|------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------------|-------------------|
| 岡山市 | なし | — | — | — | — | — | — |
| 倉敷市 | なし | — | — | — | — | — | — |
| 津山市 | あり | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 笠岡市 | あり | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 井原市 | あり | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 浅口市 | あり | × | ○ | × | × | × | × |
| 和気町 | あり | × | × | × | × | × | × |
| 矢掛町 | なし | — | — | — | — | — | — |
| 基準採用率 (母数：世帯要件あり) (%) | | 40.0 | 60.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

○：世帯基準あり

×：世帯基準なし

—：世帯要件なし

今回の調査結果では、「同居者が高齢者のみ」の基準を含む自治体が 60.0%ともっと多かった。次いで「一人暮らし」が 40.0%であった。2015 年調査では、世帯構成に関する要件は「高齢者以外の同居者がいても、同居者が年少者や虚弱者等、ごみ出しが困難な場合を

含む」が 40.3%と最も多く、この基準にもっとも近い表現をしていたのは津山市のみであった。

C) 介護保険制度の要支援・要介護度を用いた基準

「制度あり群」に対し、当該支援制度の利用世帯要件に申請者等の介護保険の要支援・要介護認定等が基準に含まれるか単数回答で尋ねた。その結果、「含む」 6 自治体 (75.0%) (岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、浅口市、和気町)、「含まない」 2 自治体 (25.0%) (井原市、矢掛町) であった。2015 年調査では、「含む」は約 6 割だった。また 2019 年調査では、「含む」「含まない」がおよそ半々だった。

今回の調査で「含む」と回答した自治体の要支援・要介護認定基準は、「要支援 1 以上」 2 自治体 (33.3%) (津山市、浅口市)、「要介護 1 以上」 2 自治体 (33.3%) (岡山市、笠岡市)、「要介護 2 以上」 1 自治体 (16.7%) (和気町)、「要介護 3 以上」 1 自治体 (16.7%) (倉敷市) であった (図 7.および表 7.参照)。

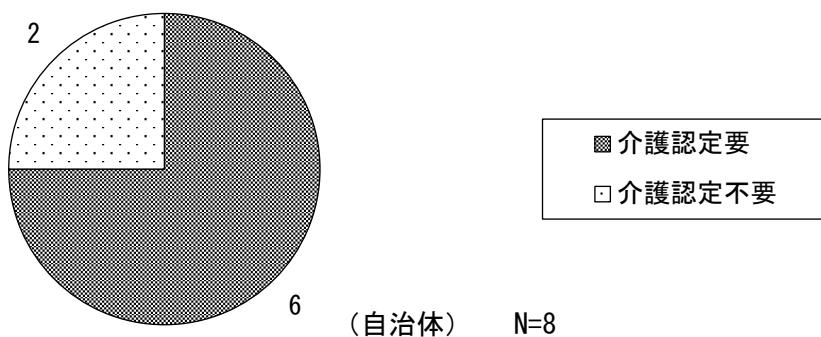


図 7. 当該支援制度における要支援・要介護度を用いた基準の有無 (単数回答)

表 7. 要支援・要介護認定を用いた基準一覧

| 自治体名 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 以上 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 岡山市 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 倉敷市 | × | × | × | × | ○ |
| 津山市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 笠岡市 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 井原市 | — | — | — | — | — |
| 浅口市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 和気町 | × | × | × | ○ | ○ |
| 矢掛町 | — | — | — | — | — |

○：要支援・要介護認定基準あり

×：要支援・要介護認定基準なし

—：要支援・要介護認定基準なし

D) 障害者世帯

「制度あり群」へ当該支援制度の利用世帯要件として障害者世帯を含むか、単数回答で尋ねた。その結果、「含む」6自治体（75.0%）（岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、浅口市、和気町）、「含まない」2自治体（25.0%）（井原市、矢掛町）であった（図8参照）。過去の調査結果を見ると「含む」自治体は2015年調査では93.4%、2019年調査では89.4%だった。「含まない」と回答した2自治体は、障害者世帯を含まない理由を「高齢者世帯を対象とした制度だから」との説明だった。

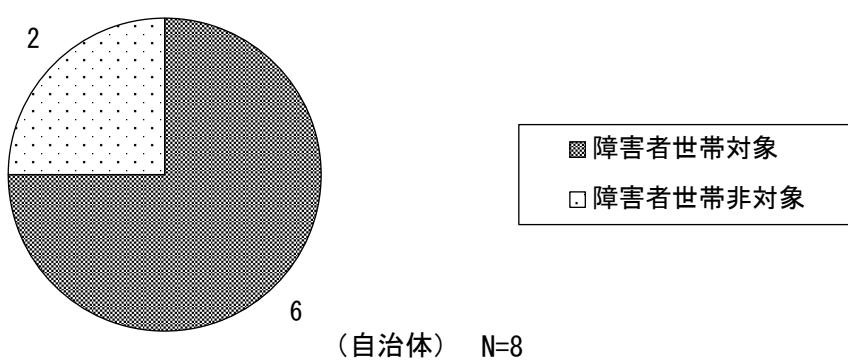


図8. 当該支援制度における障害者世帯の利用世帯要件対象の有無 (単数回答)

E) 障害者世帯における世帯基準

障害者世帯を対象としている6自治体に対し世帯基準の有無について単数回答で尋ねた。その結果、世帯基準が「ある」4自治体（66.7%）（津山市、笠岡市、浅口市、和気町）、「な

い」2自治体(33.3%)(岡山市、倉敷市)であった(図9参照)。それぞれの自治体の世帯基準は、B)で示した要介護・高齢者世帯の基準に準拠していた。

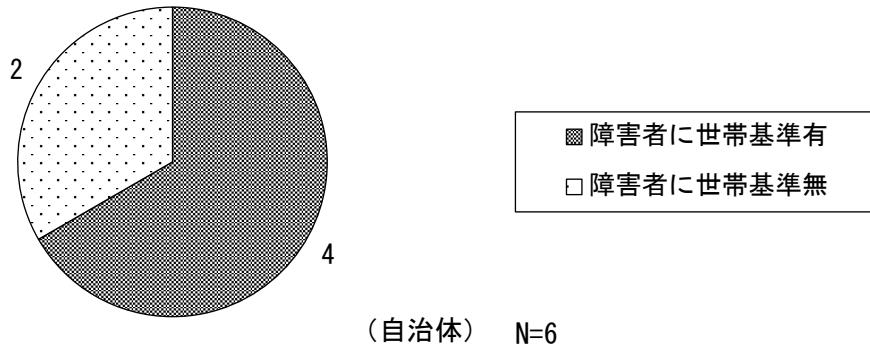


図9. 当該支援制度における障害者世帯における世帯基準の有無(単数回答)

F) 障害状況(身体障害)について

障害者世帯を対象としている6自治体に、対象とする障害種別を尋ねた。身体障害を「対象とする」6自治体(100.0%)(岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、浅口市、和気町)、「対象としない」0自治体(0.0%)であった。障害者世帯を利用世帯要件に含む自治体すべてが身体障害を対象としていた。ただし、上記自治体に、身体障害の中の障害部位によって対象制限があるかについて尋ねたところ「ある」4自治体(66.7%)(岡山市、倉敷市、浅口市、和気町)、「ない」2自治体(33.3%)(津山市、笠岡市)であった。「ある」と答えた自治体は肢体不自由と視覚障害のみ対象とするとの回答であった。また、上記自治体に対象基準を尋ねた。その結果、「身体障害者手帳2級以上」4自治体(66.7%)(岡山市、倉敷市、浅口市、和気町)、「身体障害者手帳3級以上かつ総合等級2級以上」1自治体(16.7%)(津山市)、また「(障害者総合支援法における)障害程度区分2以上」1自治体(16.7%)(笠岡市)であった(表8参照)。

表 8. 当該支援制度における障害者世帯の利用基準（身体障害）一覧

| 自治 体名 | 障害者世 帯を対象 | 身体障害 を対象 | 身体障害者手帳 基準 | 障害程度 区分基準 | 対象障害部位 |
|----------|--------------|-------------|--------------------|--------------|------------|
| 岡山市 | ○ | ○ | 2級以上 | × | 肢体不自由・視覚障害 |
| 倉敷市 | ○ | ○ | 2級以上 | × | 肢体不自由・視覚障害 |
| 津山市 | ○ | ○ | 3級以上かつ総 合等級2級以上 | × | 種別における制限なし |
| 笠岡市 | ○ | ○ | × | 2以上 | 種別における制限なし |
| 井原市 | × | × | — | — | — |
| 浅口市 | ○ | ○ | 2級以上 | × | 肢体不自由・視覚障害 |
| 和気町 | ○ | ○ | 2級以上 | × | 肢体不自由・視覚障害 |
| 矢掛町 | × | × | — | — | — |

○：対象

×：非対象

—：対象外

G) 障害状況（知的障害）について

障害者世帯と利用対象とすると回答した 6 自治体に、知的障害を対象とするかについて尋ねた。その結果、「対象とする」 2 自治体 (33.3%) (津山市、笠岡市)、「対象にしない」 4 自治体 (66.7%) (岡山市、倉敷市、浅口市、和気町) であった。「対象とする」と回答した 2 自治体に対象基準を尋ねたところ、津山市は「療育手帳 重度・最重度」と、笠岡市は「(障害者総合支援法における) 障害程度区分 2 以上」との回答であった（表 9. 参照）。

表 9. 当該支援制度における障害者世帯の利用基準（知的障害）一覧

| 自治体名 | 障害者世帯を対象 | 知的障害を対象 | 療育手帳基準 | 障害程度区分基準 |
|------|----------|---------|--------|----------|
| 岡山市 | ○ | × | — | — |
| 倉敷市 | ○ | × | — | — |
| 津山市 | ○ | ○ | 重度・最重度 | — |
| 笠岡市 | ○ | ○ | — | 2 以上 |
| 井原市 | × | × | — | — |
| 浅口市 | ○ | × | — | — |
| 和気町 | ○ | × | — | — |
| 矢掛町 | × | × | — | — |

○：対象

×：非対象

—：対象外

H) 障害状況（精神障害）について

障害者世帯と利用対象とすると回答した 6 自治体に、精神障害を対象とするかについて尋ねた。その結果、「対象とする」 2 自治体 (33.3%) (津山市、笠岡市)、「対象にしない」 4 自治体 (66.7%) (岡山市、倉敷市、浅口市、和気町) であった。「対象とする」と回答した自治体に対象基準を尋ねた。その結果、津山市は「精神障害者保健福祉手帳 1 級」と、笠岡市は「(障害者総合支援法における) 障害程度区分 2 以上」との回答だった（表 10.参照）。

表 10. 当該支援制度における障害者世帯の利用基準（精神障害）一覧

| 自治体名 | 障害者世帯を対象 | 精神障害を対象 | 精神障害者保健福祉手帳 基準 | 障害程度区分基準 |
|------|----------|---------|----------------|----------|
| 岡山市 | ○ | × | — | — |
| 倉敷市 | ○ | × | — | — |
| 津山市 | ○ | ○ | 1 級 | — |
| 笠岡市 | ○ | ○ | — | 2 以上 |
| 井原市 | × | × | — | — |
| 浅口市 | ○ | × | — | — |
| 和気町 | ○ | × | — | — |
| 矢掛町 | × | × | — | — |

○：対象

×：非対象

—：対象外

I) 障害状況（難病等）について

障害者世帯を利用対象とすると回答した 6 自治体に、難病等を対象とするかについて尋ねた。その結果、「対象とする」1 自治体(16.7%)（津山市）、「対象にしない」5 自治体(83.3%)（岡山市、倉敷市、笠岡市、浅口市、和気町）であった。

(4) 当該支援制度の開始以降の経緯

A) 当該支援制度開始時期

「制度あり群」に対し、当該支援制度開始の年月を尋ねた。その結果は、以下の通りであった（表 11. 参照）。

表 11. 当該支援制度開始年月一覧

| 自治体名 | 開始年月 | 制度種別（再掲） |
|------|---|------------------|
| 岡山市 | 2012 年 5 月 | タイプ I 直接支援型（直営） |
| 倉敷市 | 2013 年 4 月 | タイプ I 直接支援型（直営） |
| 津山市 | 2012 年以前（※2012 年に所管課が環境事業課（現 環境事業課）から高齢介護課に変更。開始時期に関しては不明。） | タイプ II 直接支援型（委託） |
| 笠岡市 | 2011 年 4 月 | タイプ I 直接支援型（直営） |
| 井原市 | 2002 年 4 月 | タイプIV 福祉サービスの一環型 |
| 浅口市 | 2015 年 7 月 | タイプ I 直接支援型（直営） |
| 和気町 | 2019 年 2 月 | タイプ I 直接支援型（直営） |
| 矢掛町 | 2016 年 4 月 | タイプIII コミュニティ支援型 |

もっとも早い 2002 年に当該支援制度を開始したのは井原市であった。井原市は、本県で唯一の「タイプIV 福祉サービスの一環型」となる。次に開始されたのは津山市と推測される。津山市は 2012 年に高齢介護課が当該支援制度の所管を受け継いでいるが、それ以前から環境事業課がこの制度を始めていた。津山市は本県唯一の「タイプ II 直接支援型（委託）」となる。次いで、笠岡市（2011 年）、岡山市（2012 年）、倉敷市（2013 年）、浅口市（2015 年）そして和気町（2019 年）と続くのは「タイプ I 直接支援型（直営）」となる。本県で当該支援制度が多く開始された時期である 2016 年に矢掛町が開始しているが、こちらは唯一の「タイプIII コミュニティ支援型」であった。

2015 年調査によれば、当該支援制度の運用開始時期としてもっとも早いのは、1993 年に粗大ごみのみを対象とする制度が、1997 年に普通ごみを対象とする制度が始まっていた。本県の開始時期は全国調査結果と比べて早いスタートとは言えない。一方、2019 年調査では、当該支援制度設立時期としてもっと多かった期間区分として「2014 年～2018 年」

28.9%、次いで「2009年～2013年」26.1%であった。これらからは本県の当該支援制度開始時期と概ね重なっていた。

B) 当該支援制度開始以降の変更について

「制度あり群」に、制度開始以降、利用世帯要件の拡大など改定があったか単数回答で尋ねた。その結果、利用世帯要件等に関する改定が「なかった」5自治体（62.5%）（倉敷市、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）、「あった」3自治体（37.5%）（岡山市、津山市、和気町）（ただし、和気町は改定内容未回答）であった（図10.参照）。

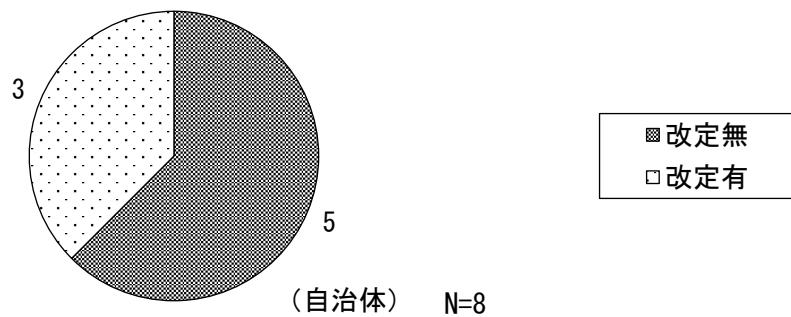


図10. 当該支援制度開始以降の変更の有無（単数回答）

2019年調査によれば、当該支援制度を導入した後に見直しを行ったかについて尋ねた結果、「制度導入時からえていない」71.5%、「必要となった時に見直しを行った」26.1%であった。

本調査において改定が「あった」自治体からの回答は以下のとおりであった（表 12.参照）。なお和気町は改定内容が未回答のため、表に含めていない。

表 12. 当該支援制度開始以降の改定状況一覧

| 自治体名 () 当該支援制度開始年月 | 改定回数 | 改定年月 上段（改定前） 下段（改定年月） | 改定内容 上段（改定前） 下段（改定後） |
|------------------------|------|-----------------------------|---|
| 岡山市 (2012 年 5 月) | 改定 1 | 2012 年 5 月～ | 不明 |
| | | 2018 年 10 月～ | 要介護 2 へ変更 |
| | 改定 2 | 2018 年 10 月～ | 要介護 2 |
| | | 2019 年 6 月～ | 要介護 1 に変更 |
| 津山市 (2012 年以前) | 改定 1 | 2012 年以前～ | 「障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスを利用している一人暮らしの者」 |
| | | 2013 年 4 月～ | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくホームヘルプサービスを利用している一人暮らしの者」に変更 |
| | 改定 2 | 2012 年以前～ | 「津山市の区域の者」 |
| | | 2016 年 4 月～ | 「津山市に住所を有し、現に居住しているもの」へ変更 |
| | 改定 3 | 2012 年以前～ | 「申請書を地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員を経由して提出」 |
| | | 2016 年 4 月～ | 「指定特定相談支援事業所に属する相談支援専門員又は市町が別に定める者」を追加 |
| | 改定 4 | 2012 年以前～ | — |
| | | 2019 年 4 月～ | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、前 4 号に準ずる状態であると認められるもの」を追加 |

岡山市は利用世帯要件である世帯構成員の要件を段階的に緩めていた。利用世帯要件を緩める改定は、津山市も行っていた（2019 年に難病を追加）。津山市の主な改定内容は、利用

申請の窓口の追加や法律名の変更に伴う記載変更であった。

(5) 当該支援制度の開始契機

「制度あり群」へ当該支援制度を開始した契機について複数回答で尋ねた。その結果、「高齢者世帯のごみ出し状況等の現状から開始を決めた」4自治体(50.0%)（岡山市、倉敷市、和気町、笠岡市）、「首長の主導により決めた」1自治体(12.5%)（岡山市）、「その他」5自治体(62.5%)（岡山市、津山市、井原市、浅口市、矢掛町）であった（図11.参照）。

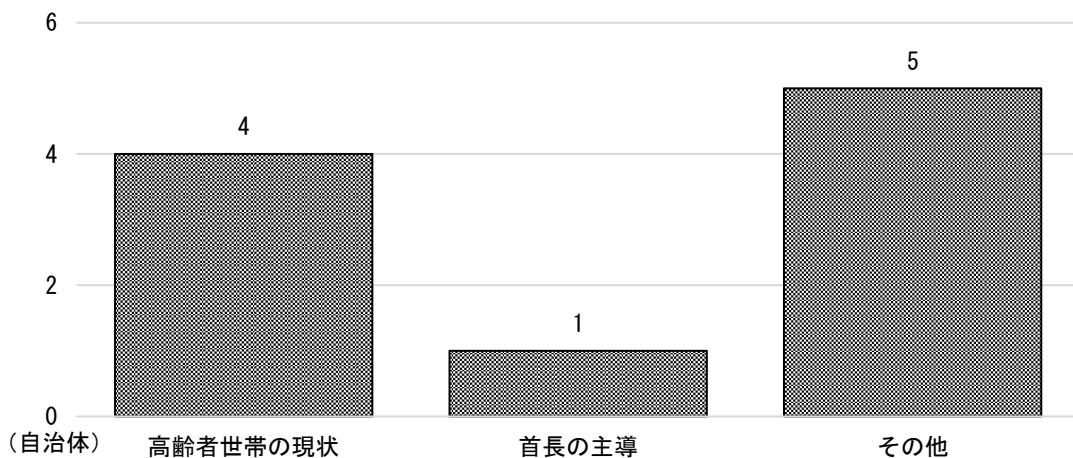


図11. 当該支援制度開始契機（複数回答）

以下の選択肢も提示したが選択した自治体はなかった。

- 「環境省等の上部団体の動きに合わせて決めた」
- 「総務省のごみ出し支援に関する特別交付税がはじまることにより決めた」
- 「当事者団体等からの陳情により決めた」、「地域の自治会等からの陳情により決めた」
- 「民間の社会福祉活動の団体（社会福祉協議会を含む）からの提言により決めた」
- 「自治体議会により決めた」

「その他」と答えた自治体の回答は、以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|---|
| 岡山市 | 要介護者等のごみ出し負担軽減に対する要望があり、他市の実施状況等を調査し、収集現場や関係機関（保健福祉部局等）と協議を行いながら本制度を導入した。 |
| 津山市 | 事業の始まりとしては福祉部門からの提案であったように思われるが詳細は不明。 |
| 井原市 | 平成14（2002）年に高齢者の自立した生活の継続を支援する「軽度生活援助サービス事業」を開始。 |

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|-----------------------|
| 浅口市 | 不明 |
| 矢掛町 | 介護保険の地域支援事業の制度により決めた。 |

(6) 当該支援制度の利用世帯要件を決めた部署

「制度あり群」に当該支援制度の利用世帯要件を決めた部署（以下、決定部署）を尋ねた。その結果以下の通りであった（表 13.参照）。

表 13. 当該支援制度の利用世帯要件を決めた部署一覧

| 自治体名 | 所管部局（再掲） | 決定部局 |
|------|-----------|--|
| 岡山市 | 環境事業課 | 環境局環境事業課 |
| 倉敷市 | 一般廃棄物対策課 | 一般廃棄物対策課 |
| 津山市 | 高齢介護課 | 平成 24（2012 年）4 月以降は高齢介護課が主管。 それ以前環境事業所（現 環境事業課）が作成。 |
| 笠岡市 | 環境課 | 市民生活部環境課 |
| 井原市 | 福祉課社会福祉係 | 福祉課 |
| 浅口市 | 生活環境部 環境課 | 未回答 |
| 和気町 | 生活環境課 | 生活環境課 |
| 矢掛町 | 福祉介護課 | 介護保険部局 |

大半は所管部局と利用世帯要件を決定した部局が同じだった。津山市は、2012 年に所管部局が廃棄物部局から福祉部局に変わったことから、福祉部局が利用世帯要件の改定を行っていた。

(7) 当該支援制度の利用世帯要件を決めた理由（根拠）

「制度あり群」に当該支援制度の利用世帯要件を決めた理由（根拠）について複数回答で尋ねた。その結果、最も多かったのは「ごみ収集人員の限界」3 自治体（37.5%）（岡山市、倉敷市、笠岡市）、次いで「予算の限界」1 自治体（12.5%）（倉敷市）、「範囲を狭めることで当事者の自立促進を行うため」1 自治体（12.5%）（笠岡市）、「その他」6 自治体（75.0%）（岡山市、津山市、井原市、浅口市、和気町、矢掛町）であった（図 12.参照）。

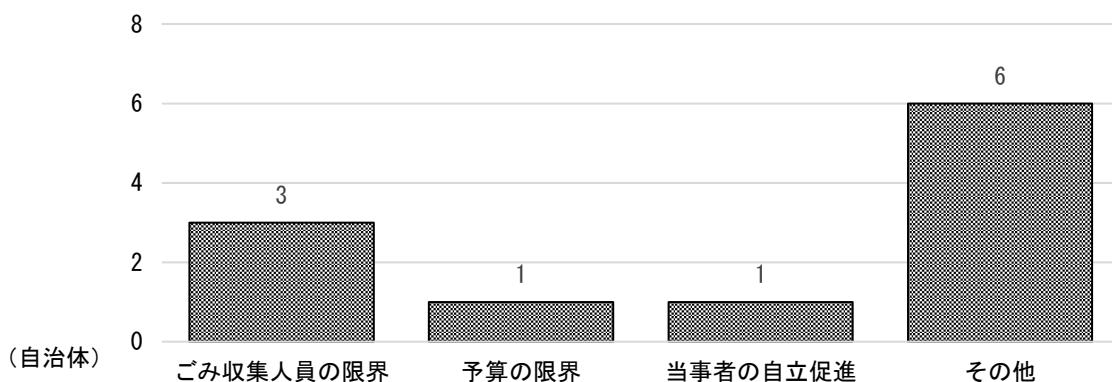


図 12. 当該支援制度の利用世帯要件を決めた理由（根拠）（複数回答）

「廃棄物事務負担の限界」も提示したが選択した自治体はなかった。「その他」の回答内容は、以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|--|
| 岡山市 | 同様の制度を導入している他の自治体の利用要件を参考にした。 |
| 津山市 | 環境事業所(現 環境事業課)の実施要領を参考に高齢介護課が平成24(2012)年4月からの実施要領を制定。当初の対象範囲を定めた経緯は不明。 |
| 井原市 | 高齢者の自立した生活の継続を支援する制度があるため |
| 浅口市 | 不明 |
| 和気町 | 当町のごみ出し不自由者の状況から |
| 矢掛町 | 高齢者の生活支援として地域支援事業の範囲で |

(8) 当該支援制度の利用世帯数

「制度あり群」に、当該支援制度の利用世帯数を 2020 年から 2023 年までの 4 か年分を尋ねた。その結果は以下の通りであった（表 14. 参照）。

表 14. 当該支援制度の利用世帯数（2020 年 4 月 1 日～2023 年 4 月 1 日）

上段：総世帯数

下段左：要介護認定者世帯

下段右：障害者世帯

| 自治体名 | 2020 年 4 月 1 日時点 | | 2021 年 4 月 1 日時点 | | 2022 年 4 月 1 日時点 | | 2023 年 4 月 1 日時点 | |
|------|---------------------|----|---------------------|-----|---------------------|----|---------------------|----|
| 岡山市 | 370 | | 489 | | 576 | | 683 | |
| | — | 97 | — | 100 | — | 99 | — | 96 |
| 倉敷市 | 101 | | 98 | | 102 | | 110 | |
| | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 津山市 | 7 | | 7 | | 8 | | 14 | |
| | 4 | 3 | 4 | 3 | 5 | 3 | 11 | 3 |
| 笠岡市 | 32 | | 40 | | 51 | | 46 | |
| | 26 | 6 | 34 | 6 | 44 | 7 | 40 | 6 |
| 井原市 | 随時 | | 随時 | | 随時 | | 随時 | |
| | — | × | — | × | — | × | — | × |
| 浅口市 | 26 | | 15 | | 17 | | 14 | |
| | 23 | 3 | 14 | 1 | 17 | 0 | 13 | 1 |
| 和気町 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢掛町 | 3 | | 4 | | 6 | | 5 | |
| | 3 | × | 4 | × | 6 | × | 5 | × |

（世帯）

— : 統計資料なし

× : 非対象

岡山市が空欄なのは「要介護世帯の中には障害者世帯も含まれる可能性があるため、要介護世帯と障害者世帯の分類が困難である」との回答による。井原市は、軽度生活援助サービスの中でごみ出し支援を行ってはいるが、ごみ出し支援以外の生活サービスが含まれるためごみ出し支援だけを分類することは不能との回答であった。

各自治体の人口規模に大きな差があるため利用世帯数を単純に比較できない。そこで、令和 2 年国勢調査における各自治体の「世帯員が一人の 65 歳以上世帯員がいる世帯」数に対

する割合（利用率）を求め、並べてみた（図13.参照）。

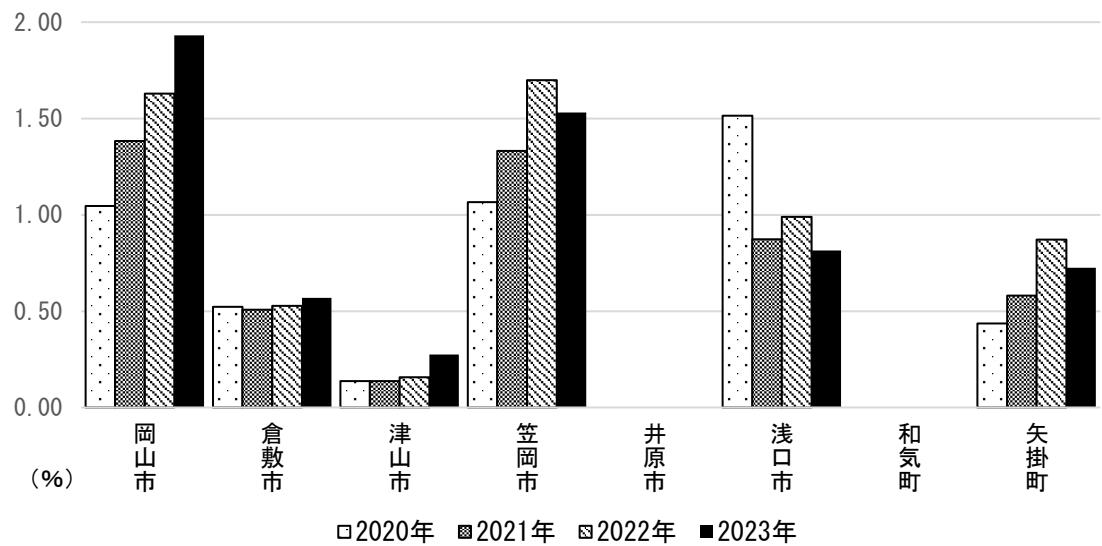


図13. 当該支援制度の利用率

※井原市は登録制度でないため未記載

表15. 当該支援制度の利用率一覧

| 自治体名 | 2020年 4月1日時点 | 2021年 4月1日時点 | 2022年 4月1日時点 | 2023年 4月1日時点 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 岡山市 | 1.05 | 1.38 | 1.63 | 1.93 |
| 倉敷市 | 0.52 | 0.51 | 0.53 | 0.57 |
| 津山市 | 0.14 | 0.14 | 0.16 | 0.27 |
| 笠岡市 | 1.07 | 1.33 | 1.70 | 1.53 |
| 井原市 | | | | |
| 浅口市 | 1.51 | 0.87 | 0.99 | 0.82 |
| 和気町 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 矢掛町 | 0.44 | 0.58 | 0.87 | 0.73 |

(%)

分母となる世帯数はすべて令和2年国勢調査によるものであるため、今回の数値は比較しやすくするための目安として求めた。もっとも高い利用率を示したのが2023年4月1日時点の岡山市（1.93%）であり、岡山市は常に1%以上の利用率を維持していた。

(9) 当該支援制度の新規申請状況

「制度あり群」に、2019 年度から 2022 年度までのそれぞれの年度内で新規申請世帯数を尋ねた。その結果は以下の通りだった（表 16.参照）。

表 16. 当該支援制度の新規申請状況（2019 年度～2022 年度）

上段：総世帯数

下段左：要介護認定者世帯

下段右：障害者世帯

| 自治体名 | 2019 年度 | | 2020 年度 | | 2021 年度 | | 2022 年度 | |
|------|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|
| 岡山市 | — | | — | | — | | — | |
| | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 倉敷市 | 20 | | 22 | | 21 | | 21 | |
| | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 津山市 | 3 | | 0 | | 3 | | 14 | |
| | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 12 | 2 |
| 笠岡市 | 8 | | 8 | | 11 | | 7 | |
| | 6 | 2 | 8 | 0 | 10 | 1 | 7 | 0 |
| 井原市 | 4 | | 2 | | 2 | | 5 | |
| | 4 | × | 2 | × | 2 | × | 5 | × |
| 浅口市 | 10 | | 18 | | 14 | | 13 | |
| | 10 | 0 | 15 | 3 | 14 | 0 | 12 | 1 |
| 和気町 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢掛町 | 1 | | 2 | | 1 | | 1 | |
| | 1 | × | 2 | × | 1 | × | 1 | × |

（世帯）

— : 統計資料なし

× : 非対象

※岡山市は、議会に提出するのが利用世帯総数のみであり、毎回の申請数については把握していないとの回答であったためすべての欄を「—」としている。

(10) 当該支援制度の新規登録数

「制度あり群」に対し、2019 年度から 2022 年度までのそれぞれの年度内で新規申請世帯数に対する新規登録数について尋ねた。その結果は以下の通りであった（表 17.参照）。

表 17. 当該支援制度の新規登録状況（2019 年度～2022 年度）

上段左：新規登録数

上段右：新規登録率

下段：新規申請数（表 15.再掲）

| 自治体名 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 岡山市 | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| 倉敷市 | 20 (100.0%) | 21 (90.9%) | 20 (95.2%) | 21 (100.0%) |
| | 20 | 22 | 21 | 21 |
| 津山市 | 3 (100.0%) | 0 | 3 (100.0%) | 14 (100.0%) |
| | 3 | 0 | 3 | 14 |
| 笠岡市 | 8 (100.0%) | 8 (100.0%) | 11 (100.0%) | 7 (100.0%) |
| | 8 | 8 | 11 | 7 |
| 井原市 | 4 (100.0%) | 2 (100.0%) | 2 (100.0%) | 5 (100.0%) |
| | 4 | 2 | 2 | 5 |
| 浅口市 | 未回答 | 未回答 | 未回答 | 未回答 |
| | 10 | 18 | 14 | 13 |
| 和気町 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢掛町 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| | 1 | 2 | 1 | 1 |

（世帯）

－：統計資料なし

岡山市は、(9) と同じ理由で把握していないため「-」とした。大半の自治体において、新規申請世帯数と新規登録世帯数はほぼ同数であった。

(11) 新規登録に至らなかった理由

「制度あり群」に対し、新規登録に至らなかった場合の理由について複数回答で尋ねた。その結果「要介護度等の要件対象外」2 自治体 (25.0%) (岡山市、倉敷市)、「障害等級の要件対象外」2 自治体 (25.0%) (岡山市、倉敷市)、「世帯要件の対象外」1 自治体 (12.5%) (岡山市)、「ごみ出し支援を行う近隣者がいるため」1 自治体 (12.5%) (岡山市)、「その

他」2自治体（25.0%）（津山市、和気町）であった（図14.参照）。

4

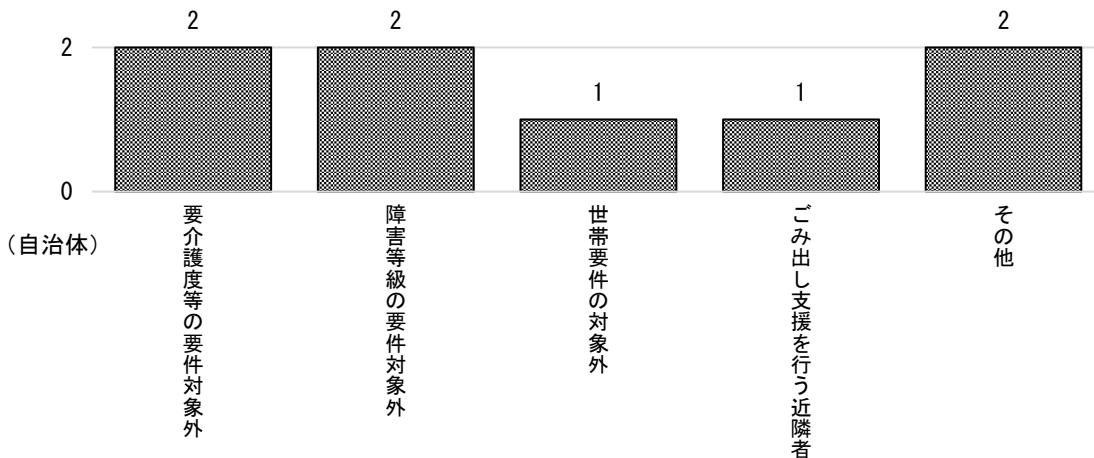


図14. 当該支援制度における新規登録に至らなかった理由（複数回答）

以下の選択肢も提示したが選択した自治体はなかった。

- 「地域にごみ出し支援の共助の仕組みがあるため」
- 「介護保険の介護サービスあるいは総合事業で対応できると判断」

「その他」の回答としては、津山市は「新規登録に至らなかったケースがない」、和気町は「新規申請がない」と回答していた。4自治体（50.0%）（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）が無回答であった。

（12）新規登録に至らなかった申請ケースへのフォロー

「制度あり群」に対し、新規登録を断ったケースに代替案へつなげるフォローをしているかについて単数回答で尋ねた。その結果、「していない」2自治体（25.0%）（岡山市、倉敷市）、「している」1自治体（12.5%）（和気町）であった。和気町は「ヘルパー利用の相談」との回答であった。そして「その他」1自治体（12.5%）（津山市）であり、「新規登録に至らなかったケース無し」との回答であった。4自治体（50.0%）（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）が無回答であった（図15.参照）。

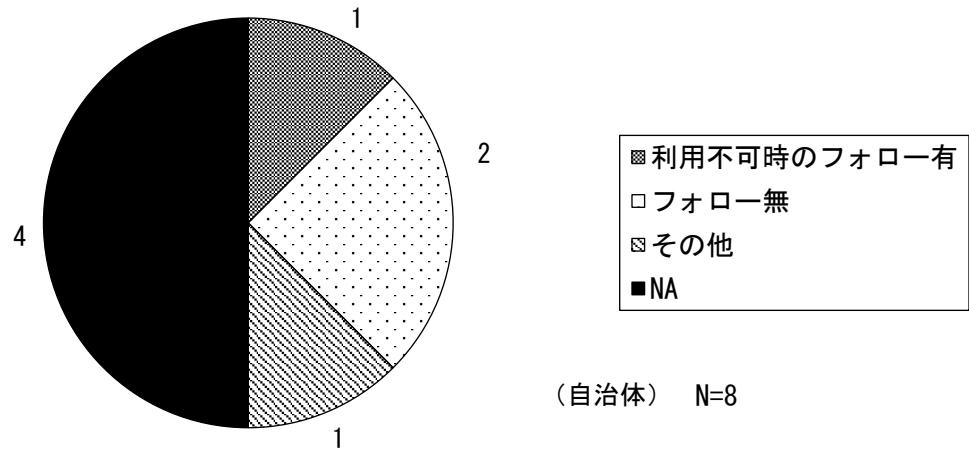


図 15. 新規登録に至らなかった申請ケースへのフォロー（単数回答）

(13) 当該支援制度の周知方法

「制度あり群」に、当該支援制度をどのような手段で周知を図っているかについて複数回答で尋ねた。その結果、「自治体のホームページに掲載」4自治体(50.0%)（岡山市、倉敷市、井原市、浅口市）、「専用のチラシを配布」3自治体(37.5%)（倉敷市、井原市、矢掛町）、「既存の市町村だよりや広報誌に掲載」2自治体(25.0%)（岡山市、倉敷市）、「廃棄物減量等推進委員等を対象とした説明会を開催」1自治体(12.5%)（笠岡市）、「民生委員を対象とした説明会を開催」1自治体（井原市）、「その他」5自治体（岡山市、津山市、笠岡市、和気町、矢掛町）であった（図16.および表18.参照）。

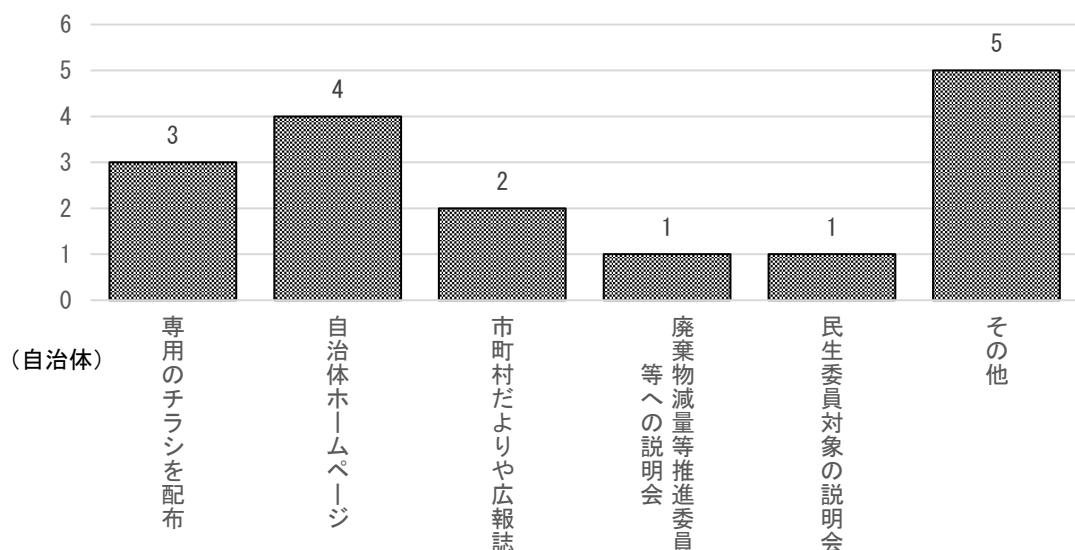


図 16. 当該支援制度の周知方法

表 18. 当該支援制度の周知方法一覧

| 自治体名 | 専用のチラシを配布 | 既存の市町村だよりや広報誌に掲載 | 自治体のホームページに掲載 | 廃棄物減量等推進委員等を対象とした説明会 | 民生委員を対象とした説明会 | その他 |
|------|-----------|------------------|---------------|----------------------|---------------|-----|
| 岡山市 | × | ○ | ○ | × | × | ○ |
| 倉敷市 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 津山市 | × | × | × | × | × | ○ |
| 笠岡市 | × | × | × | ○ | × | ○ |
| 井原市 | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| 浅口市 | × | × | ○ | × | × | × |
| 和気町 | × | × | × | × | × | ○ |
| 矢掛町 | ○ | × | × | × | × | ○ |

質問紙で提示した内、以下の選択肢を選択した自治体はなかった。

- 「専用ポスターを掲示」
- 「一般住民対象の説明会」
- 「自治会対象の説明会」
- 「老人会対象の説明会」

2015年調査では「自治体のホームページに掲載」66.2%、「既存の市町村だよりや広報誌に掲載」50.0%、そして「専用のチラシを配布」15.4%、「民生委員への説明会を開催」14.6%と続いていた。今回の調査でも自治体ホームページ掲載がもっとも多かった。全国調査では次点が広報誌だった一方、本調査ではチラシ配付であった。「その他」の回答は、以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|---|
| 岡山市 | 福祉事務所のケースワーカーや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが日常の相談業務等の中で必要に応じて本制度を紹介 |
| 津山市 | 居宅介護支援事業者などを通しての申請になるため、住民への周知は特に行っていない。 |
| 笠岡市 | 居宅介護支援事業所等に周知 |
| 和気町 | 該当者に対して個別に相談 |
| 矢掛町 | 地域包括支援センターからの紹介 |

岡山市、津山市、笠岡市、矢掛町は、居宅介護支援センターや地域包括支援センターから周知する仕組みであった。

(14) 当該支援制度の利用申請から支援開始までに要する平均的な期間

「制度あり群」に、当該支援制度の利用申請から支援開始までに要する平均的な期間を単数回答で尋ねた。その結果、「1週間以上～2週間未満」5自治体（岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、和気町）、「1週間未満」2自治体（井原市、浅口市）、「3週間以上～1か月未満」1自治体（矢掛町）であった（図17.参照）。

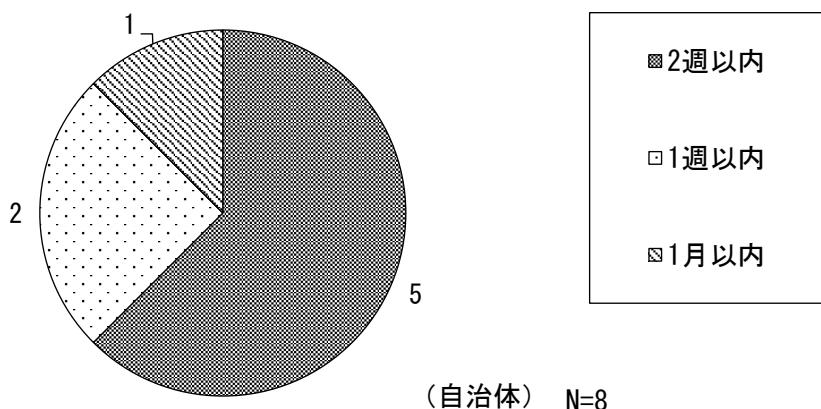


図17. 当該支援制度の利用申請から支援開始までに要する平均的な期間（単数回答）

2019年調査では、当該支援制度の利用申請から支援開始までに要する平均期間については、「1週間以上～2週間未満」への回答率が46.9%で最多となっていた。「1週間未満」と比較的短期間に対応している自治体は全体の23.5%であった。本調査でも「1週間未満」とする自治体は2つあった。比較的時間を要する矢掛町は、ごみ出し支援の実務を自治体ではなく共助団体が行う仕組みため、といった事情から生じると推測できた。

(15) 当該支援制度実施要綱の作成状況

「制度あり群」に、当該支援制度の実施要綱を作成しているか単数回答で尋ねた。その結果、「している」7自治体、「していない」1自治体（笠岡市）であった。ただし、笠岡市は実施要綱ではなく実施要領は作成しているとの回答であり、すべての自治体でなんらかの実施要綱を有していた（図18.参照）。

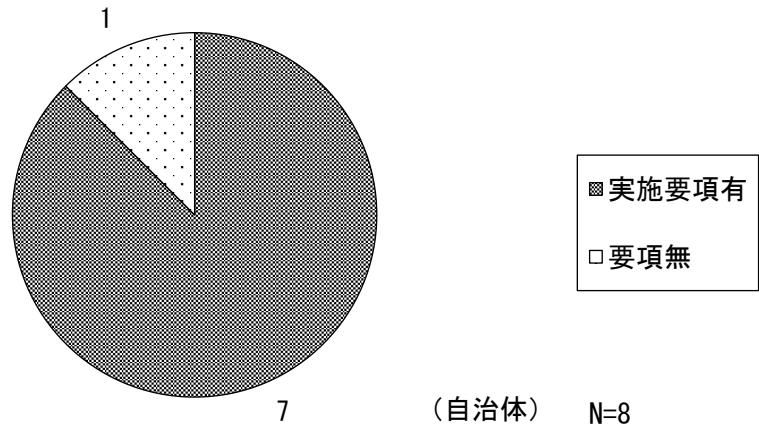


図 18. 当該支援制度の実施要綱を作成状況（単数回答）

2019 年調査によれば、高齢者向けごみ出し支援制度の実施要綱を作成している自治体は全体の 82.3% だった。

(16) 当該支援制度実施要綱のホームページ公開

「制度あり群」に、当該支援制度の実施要綱を自治体ホームページで公開しているかについて単数回答で尋ねた。その結果、「している」3 自治体 (37.5%) (岡山市、倉敷市、浅口市)、「していない」5 自治体 (62.5%) (津山市、笠岡市、井原市、和気町、矢掛町) であった (図 19. 参照)。

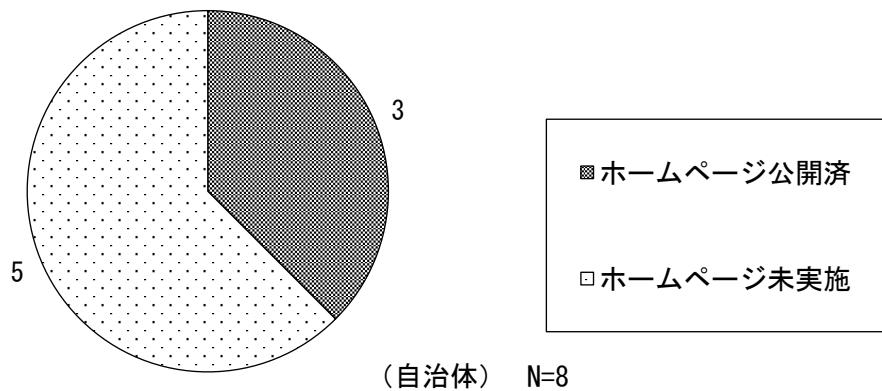


図 19. 当該支援制度の実施要綱のホームページ公開（単数回答）

2019 年調査によれば、高齢者向けごみ出し支援制度の実施要綱をホームページに掲載している自治体は全体の 41.5% であった。今回の調査からは、全国調査に比較するとやや低い傾向であることが分かった。

(17) 当該支援制度の運用マニュアル作成状況

「制度あり群」に、当該支援制度の運用マニュアルはあるか単数回答で尋ねた。その結果、「ある」2自治体（25.0%）（岡山市、和気町）、「ない」6自治体（75.0%）（倉敷市、津山市、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）であった（図20.参照）。

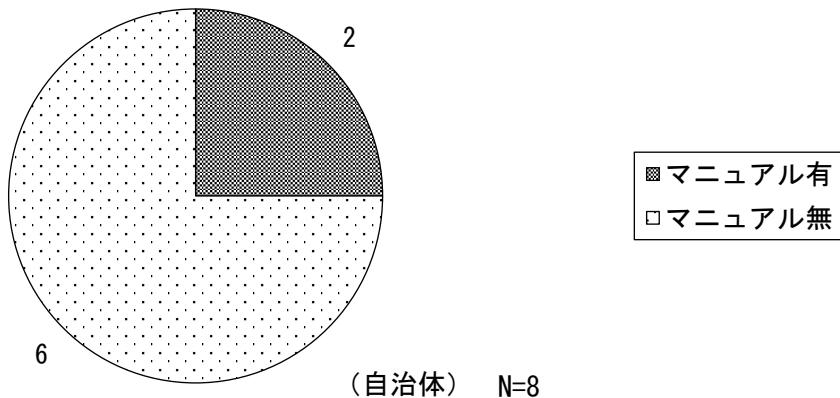


図20. 当該支援制度の運用マニュアル作成状況（単数回答）

2019年調査によれば、高齢者向けごみ出し支援制度の運用マニュアルを作成している自治体は全体の55.7%であった。今回の調査では、全国調査より大幅に低い割合であった。

(18) 当該支援制度の運用マニュアルをホームページ公開

「制度あり群」に、運用マニュアルをホームページで公開しているか単数回答で尋ねた。その結果、全自治体で「していない（運用マニュアルを作成していないので公開していないを含む）」との回答だった（岡山市、倉敷市、浅口市、津山市、笠岡市、井原市、和気町、矢掛町）。

2019年調査では、当該支援制度の運用マニュアルをホームページに掲載している自治体は全体の9.0%であった。今回の調査結果は、本県で実施できていない状況を示していた。

(19) 利用申請世帯への面談

「制度あり群」に、利用申請世帯の自宅等への訪問を伴う面談を行っているかについて複数回答で尋ねた。その結果、「訪問して面談している」5自治体（62.5%）（岡山市、倉敷市、笠岡市、和気町、矢掛町）、「面談は行っていない」3自治体（津山市、井原市、浅口市）、「職員が常駐する建物内で面談を行っている」1自治体（37.5%）（和気町）であった（図21.参照）。

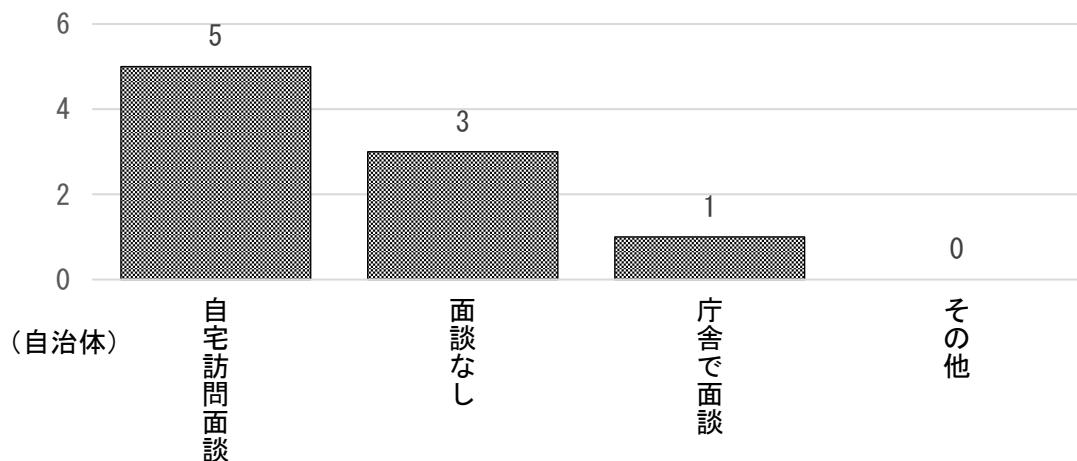


図 21. 利用申請世帯への面談（複数回答）

2019 年調査によれば、当該支援制度の利用申請がなされた後、申請者本人（もしくは家族）との面談を行っていると答えたのは全体の 75.5% の自治体であった。本県の傾向は、それよりもやや低い結果であった。

(20) 新規申請に伴う面談担当部署

利用申請時に面談を行うと答えた 5 自治体に対し、面談担当の所管部署について複数回答で尋ねた。その結果、「廃棄物部局」4 自治体（80.0%）（岡山市、倉敷市、笠岡市、和気町）、「福祉部局」1 自治体（20.0%）（和気町）、「その他」1 自治体（20.0%）（矢掛町）であった（図 22.および表 19.参照）。「その他」を答えた矢掛町は、地域包括支援センター、訪問ボランティア団体と回答していた。矢掛町は「タイプ III コミュニティ支援型」であるため、実施団体が行うようになっている。

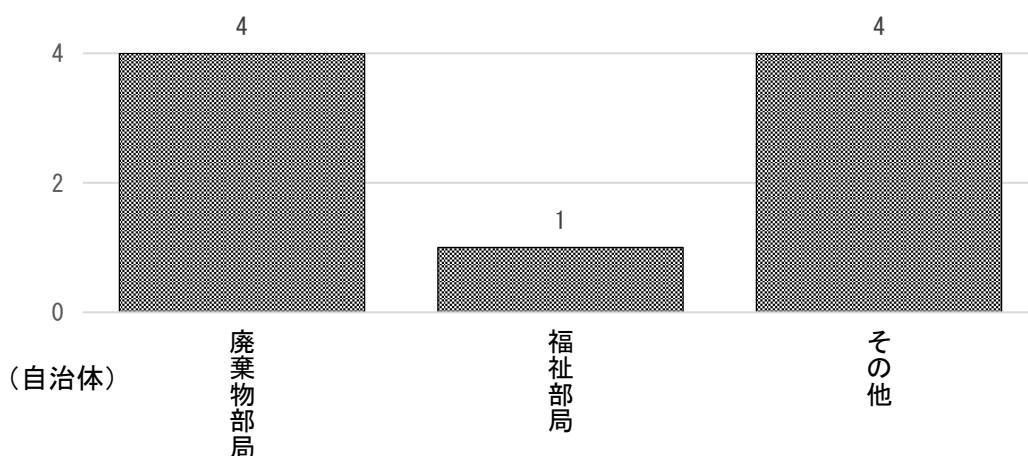


図 22. 新規申請に伴う面談担当部署（複数回答）

表 19. 新規申請に伴う面談担当部署

| 自治体名 | 廃棄物部局 | 福祉部局 | その他 | 具体的な部署 |
|------|-------|------|-----|--------------------------|
| 岡山市 | ○ | | | |
| 倉敷市 | ○ | | | |
| 津山市 | | | | 面談なし |
| 笠岡市 | ○ | | | |
| 井原市 | | | | 面談なし |
| 浅口市 | | | | 面談なし |
| 和気町 | ○ | ○ | | |
| 矢掛町 | | | ○ | 地域包括支援センター 訪問ボランティア団体 |

2019年調査によれば、面談を行っている自治体における面談担当の主管部署については、「廃棄物部局」が全体の71.6%を占めた。

(21) 面談同席者について

利用申請時に面談を行うと回答した5自治体に、利用申請者（もしくは家族）との面談に誰が同席するかについて複数回答で尋ねた。その結果、最も多かったのが「地域包括支援センター」4自治体（80.0%）（倉敷市、笠岡市、和気町、矢掛町）、次いで「親族」3自治体（60.0%）（岡山市、倉敷市、笠岡市）、「居宅介護支援事業所」3自治体（60.0%）（岡山市、倉敷市、笠岡市）、そして、「福祉部局職員（主管部局が福祉部局以外の場合）」1自治体（20.0%）（和気町）、「相談支援センター」1自治体（20.0%）（倉敷市）、「自治会役員」1自治体（20.0%）（倉敷市）、「民生委員」1自治体（20.0%）（倉敷市）、「その他」2自治体（40.0%）（笠岡市、矢掛町）と続く（図23.および表20.参照）。

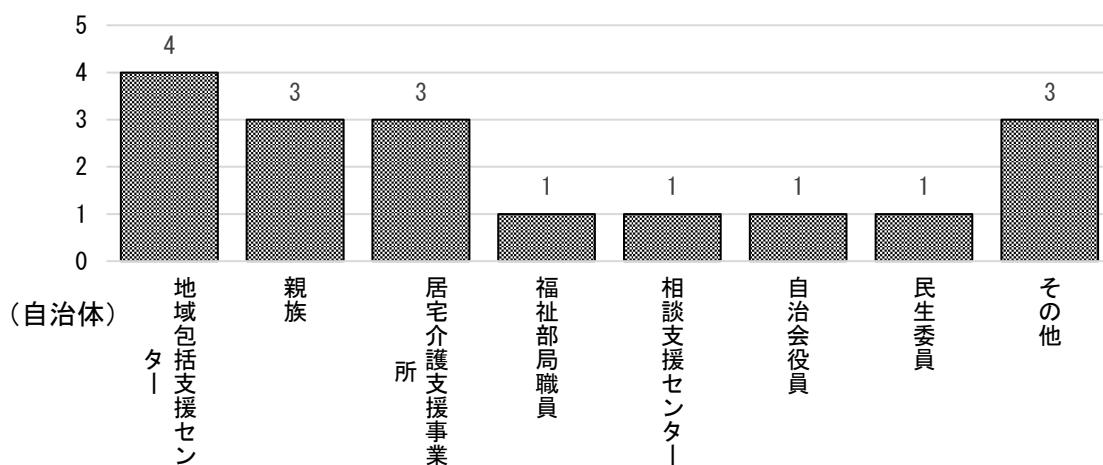


図 23. 新規申請に伴う面談同席者（複数回答）

表 20. 面談同席者一覧

| 自治体名 | 地域包 括支援 センタ ー | 親族 | 居宅介 護支援 事業所 | 福祉部 局職員 | 相談支 援セン ター | 自治会 役員 | 民生 委員 | その他 |
|------|------------------------|----|-------------------|------------|------------------|-----------|----------|-----|
| 岡山市 | — | ○ | ○ | — | — | — | — | — |
| 倉敷市 | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ | ○ | — |
| 津山市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 笠岡市 | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — | ○ |
| 井原市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 浅口市 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 和気町 | ○ | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 矢掛町 | ○ | — | — | — | — | — | — | ○ |

質問紙には「保健所」の選択肢も提示したが、選択した自治体はなかった。

2019年調査によれば、申請者本人（もしくは家族）との面談の時の同席者は、「ケアマネジャー」が 82.7%と最も多く、これに「親族」(70.0%)、「地域包括支援センター」(48.4%)が続いていた。ケアマネジャーは、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所に所属する専門職であることから、今回の調査結果は過去の全国調査と同じ傾向があると考えられた。「その他」と答えた自治体についての回答は、以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|--------------------------|
| 笠岡市 | 訪問介護員など直接申請者を知る福祉サービス担当者 |
| 矢掛町 | 訪問ボランティア団体 |

(22) 当該支援制度が対象としている分別品目

「制度あり群」に、当該支援制度が対象としている分別品目について複数回答で尋ねた。その結果、「普通ごみ、資源物、粗大ごみのいずれも」2自治体(25.0%)（岡山市、和気町）、「普通ごみと資源物」5自治体(62.5%)（倉敷市、津山市、笠岡市、井原市、矢掛町）、そして「粗大ごみ」のみは1自治体(12.5%)（和気町）であった（表 21.参照）。2015年調査では、「普通ごみと資源物」が 48.1%と最も多く、「普通ごみ、資源物、粗大ごみのいずれも」が 29.1%、「粗大ごみ」のみが 15.1%と続いていた。今回の結果は、概ね過去の全国調査に似た傾向を示していた。

表 21. 当該支援制度における対象ごみ種別一覧

| 自治体名 | A) 普通ごみ | B) 資源物 | C) 粗大ごみ |
|------|---------|--------|---------|
| 岡山市 | ○ | ○ | ○ |
| 倉敷市 | ○ | ○ | × |
| 津山市 | ○ | ○ | × |
| 笠岡市 | ○ | ○ | × |
| 井原市 | ○ | ○ | × |
| 浅口市 | × | × | ○ |
| 和気町 | ○ | ○ | ○ |
| 矢掛町 | ○ | ○ | × |

本県における廃棄物の回収元と排出先に関する結果は以下の通りであった（表 22.参照）。2019 年調査では、「普通ごみ」 62.0%、「資源物」 61.6% の自治体が「玄関前から清掃センター」で最多だった。次いで「玄関から集積所」は「普通ごみ」 19.3%、「資源物」 20.6% であった。「粗大ごみ」の場合も「玄関から清掃センター」が最多だったが 44.6% と「普通ごみ」「資源物」より低かった。次いで多い結果が「家の中から清掃センター」 24.7% であった。次に、それぞれの対象ごみごとの回収および排出状況を見てみる。

表 22. 各ごみ種別の回収および排出先範囲一覧

| 自治体名 | A) 普通ごみ | | B) 資源物 | | C) 粗大ごみ | |
|------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 回収元 | 排出先 | 回収元 | 排出先 | 回収元 | 排出先 |
| 岡山市 | 玄関 | 清掃センター | 玄関 | 清掃センター | 家の中 | 玄関 |
| 倉敷市 | 家の中 | 清掃センター | 家の中 | 清掃センター | × | × |
| 津山市 | 玄関 | 清掃センター | 玄関 | 清掃センター | × | × |
| 笠岡市 | 玄関 | 清掃センター | 玄関 | 清掃センター | × | × |
| 井原市 | 玄関 | 集積所 | 玄関 | 集積所 | × | × |
| 浅口市 | × | × | × | × | 玄関 | 清掃センター |
| 和気町 | 玄関 | 清掃センター | 玄関 | 清掃センター | 玄関 | 清掃センター |
| 矢掛町 | 玄関 | 集積所 | 玄関 | 集積所 | × | × |

① 「普通ごみ」の回収元および排出先

「普通ごみ」を対象としている 7 自治体の結果は以下の通りだった。もっとも多かったのは「玄関から清掃センター」 4 自治体 (57.1%) (岡山市、津山市、笠岡市、和気町)、次いで「玄関から集積所」 2 自治体 (28.6%) (井原市、矢掛町)、そして「屋内から清掃センター」 1 自治体 (14.3%) (倉敷市) と続く（図 24.参照）。回収元と排出先が短距離となる「玄関から集積所」と回答した 2 自治体は、それぞれ「タイプⅢ コミュニティ支援型」、

「タイプIV 福祉サービスの一環型」にあたる。それぞれの自治体のゴミ出し支援の担い手は地域住民であるため、排出先までの距離が利用世帯近隣に限定されていると考えられた。また、倉敷市のように屋内から回収するケースもあった。質問紙で「屋内から集積所」「屋内から玄関」の選択肢も提示したが選択した自治体はなかった。

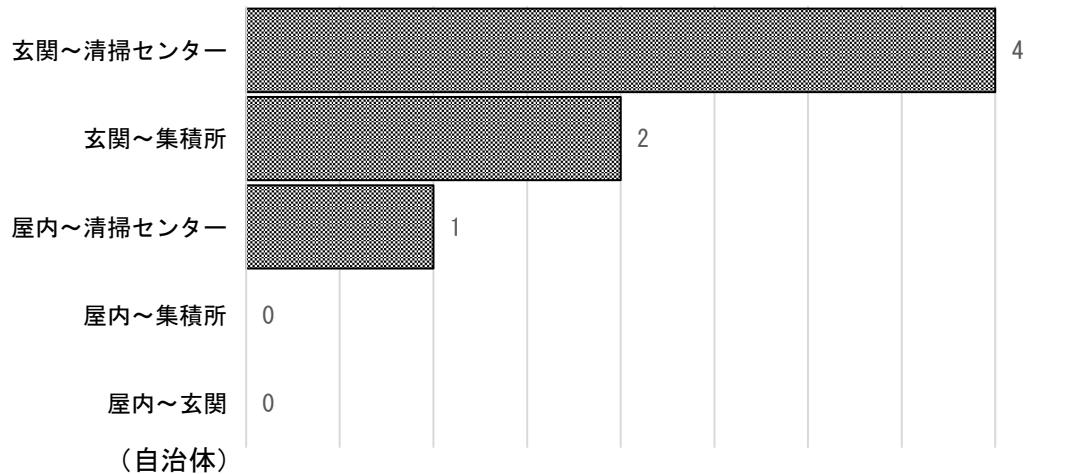


図 24. 「普通ごみ」の回収および排出先の範囲

② 「資源物」の回収元および排出先

「資源物」を対象としている 7 自治体の結果は以下の通りだった。もっとも多かったのは「玄関から清掃センター」4 自治体 (57.1%) (岡山市、津山市、笠岡市、和気町)、次いで「玄関から集積所」2 自治体 (28.6%) (井原市、矢掛町)、そして「屋内から清掃センター」1 自治体 (14.3%) (倉敷市) となる (図 25. 参照)。本県においては「普通ごみ」と「資源物」の取り扱いが同じ状況にあった。

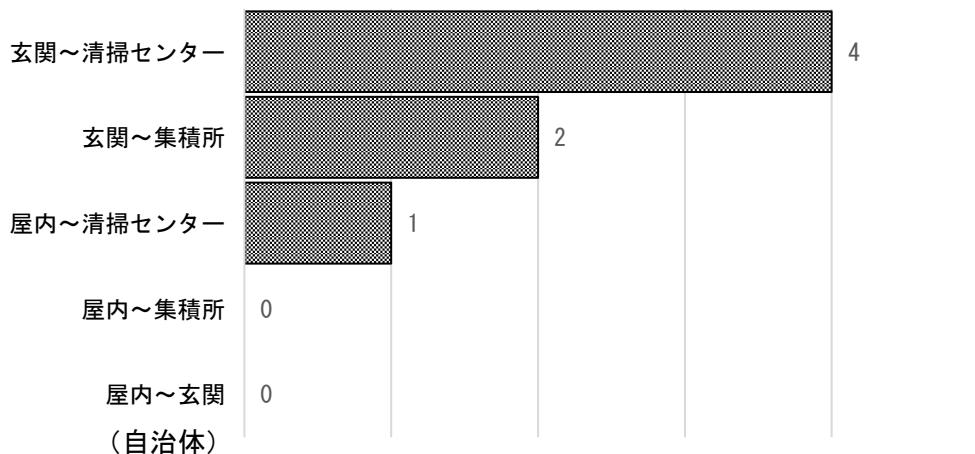


図 25. 「資源物」の回収および排出先の範囲

③ 「粗大ごみ」の回収元および排出先

「粗大ごみ」を対象としている 3 自治体の結果は以下の通りだった。もっとも多かったのは「玄関から清掃センター」2 自治体 (66.7%) (浅口市、和気町)、次いで「屋内から玄関」1 自治体 (33.3%) (岡山市) と続く(図 26.参照)。「粗大ごみ」を対象とした自治体は、いずれも「タイプ I 直接支援(直営)」であった。

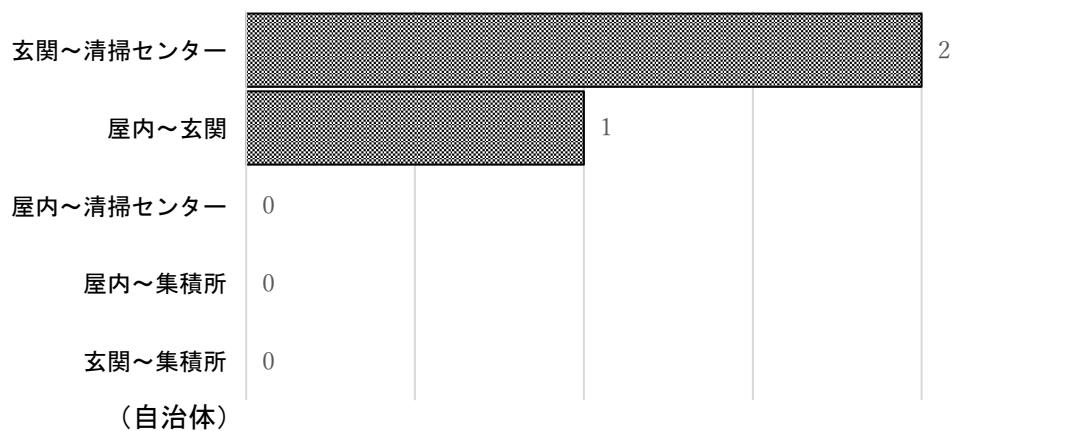


図 26. 「粗大ごみ」の回収および排出先の範囲

(23) 当該支援制度における分別方法および回収日

「制度あり群」に、当該支援制度におけるごみの分別方法および回収日について単数回答で尋ねた。その結果、「一般の行政回収と一緒に分別し、当該支援制度の一括回収日に出している」4 自治体 (50.0%) (岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市)、「一般の行政回収と一緒に分別し、一般行政回収と同一日に出している」3 自治体 (37.5%) (井原市、和気町、矢掛町)、「その他」1 自治体 (12.5%) (浅口市) であった(図 27.参照)。

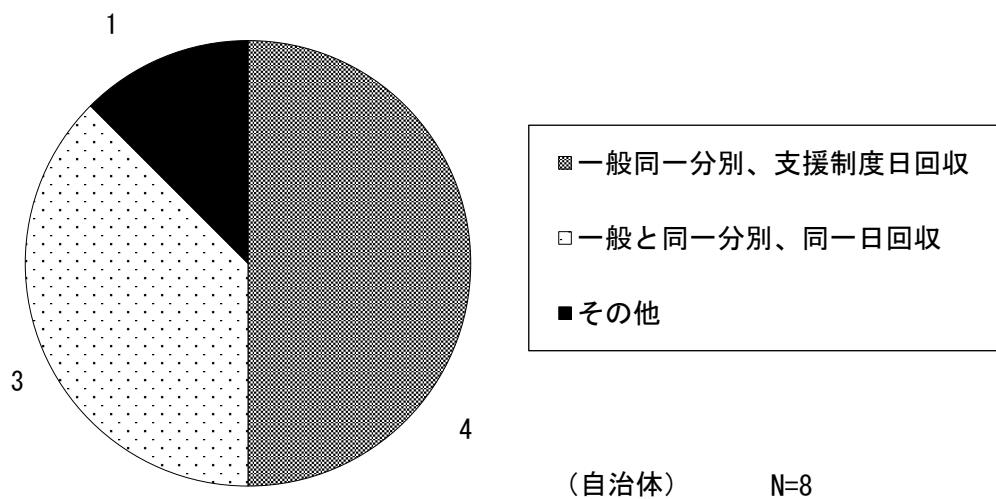


図 27. 当該支援制度における分別方法および回収日 (単数回答)

質問紙に用意した内「全ての対象品目を分別せずに同じ袋に入れて、当該支援制度の一括回収日に出している」の選択肢を回答した自治体は無かった。2019年調査では、「一般の行政回収と同一に分別し、当該支援制度の一括回収日に出している」が45.0%がもっとも多かった。今回の調査でもっとも多かった「一般の行政回収と同一に分別し、一般行政回収と同一日に出している」については33.2%と上記結果に次いでいた。本県では皆無だった「全ての対象品目を分別せずに同じ袋に入れて、高齢者ごみ出し支援の一括回収日に出している」は2019年調査では0.3%であった。「その他」を答えた浅口市の回答は以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|----------------------------------|
| 浅口市 | 行政回収と同様に分別し、処理場に搬入できる日時に持ち込んでいる。 |

(24) 当該支援制度の利用者負担

「制度あり群」へ、利用料を支払う必要について単数回答で尋ねた。その結果、「支払う必要はない」6自治体(75.0%)「必要がある」2自治体(25.0%)（井原市、矢掛町）であった（図28.参照）。「必要がある」と回答した自治体は、「タイプIII コミュニティ支援型」、「タイプIV 福祉サービスの一環型」であった。いずれも1回100円との回答であった。

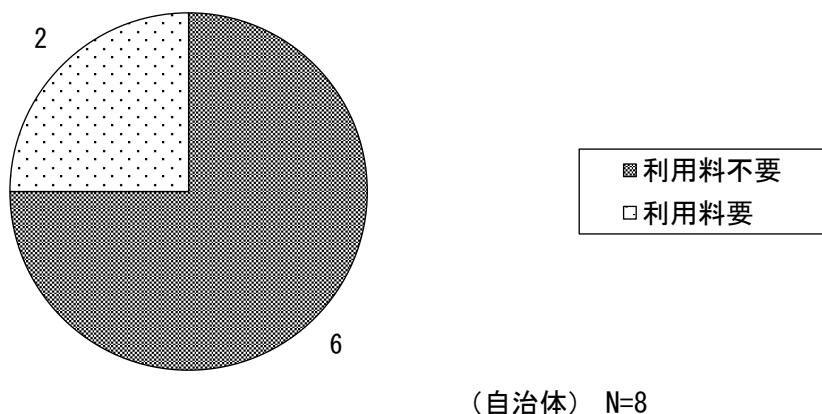


図28. 当該支援制度の利用者負担（単数回答）

過去の全国調査の結果を見ると「普通ごみ」「資源物」のごみ出し支援の利用料を「無料」とする自治体が2015年調査では89.4%、2019年調査では76.7%であった。

当該支援制度が無料の「制度あり群」に、有料化について検討しているか尋ねた。その結果、すべての自治体が有料化の「検討はしていない」と回答した。2019年調査でも同様の結果であった。

(25) 当該支援制度における安否確認

「制度あり群」に、当該支援制度で利用世帯に対する安否確認の声かけを行っているか単数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのが「全く声かけは行っていない」4自治体(50.0%)（津山市、井原市、浅口市、和気町）、次いで「希望者のみに、声かけを行うことになっている」3自治体(37.5%)（岡山市、倉敷市、笠岡市）、そして「全ての利用者に、声かけを行うことになっている」1自治体(12.5%)（矢掛町）であった（図29.参照）。

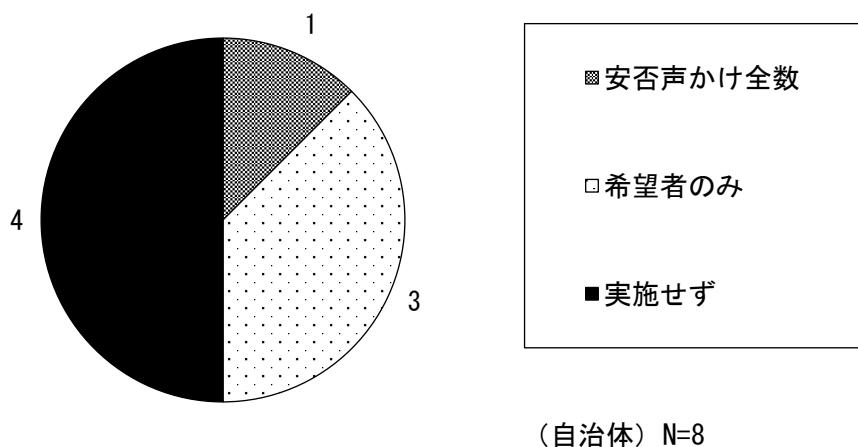


図29. 当該支援制度における安否確認（単数回答）

2015年調査では、安否確認のための声かけは「希望者のみに行う」37.2%、「全ての利用者に行う」35.8%、「声かけは行わない」27.0%であった。本県の最多の回答が「全く声かけは行っていない」であったことから、全国調査とは異なる傾向が伺えた。

利用世帯に安否確認の声かけを行っていると回答した4自治体に、その声かけの規則を単数回答で尋ねた。その結果、「毎回必ず」3自治体(75.0%)（倉敷市、笠岡市、矢掛町）、「ごみ・資源物が出ていないときのみ」0自治体(0.0%)、「その他」1自治体(25.0%)（岡山市）であった（表30.参照）。「その他」と答えた岡山市は、「制度利用開始にあたり事前に利用者に確認している。（どのような時に声掛けが必要かなど）」との回答であった。

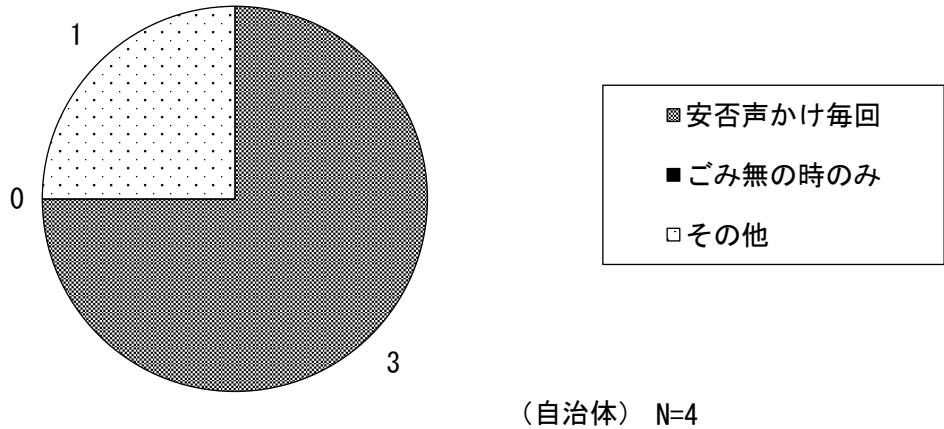


表 30. 安否確認の声かけの規則（単数回答）

過去の全国調査の結果を見ると以下の通りだった。声かけを「毎回必ず行う」は、2015年調査 59.2%、2019年調査 34.0%、「ごみ・資源物が出ていないときのみ」2015年調査 24.2%、2019年調査 18.9%（選択肢は「ごみ出し状況がない場合に確認を行う」だった）であった。

利用世帯に安否確認の声かけを行っていると回答した 4 自治体に、利用世帯が無反応であった場合の対応について複数回答で尋ねた。その結果、「家族や民生委員など、事前に決められた緊急連絡先に連絡をする」4 自治体 (100.0%) (岡山市、倉敷市、笠岡市、矢掛町) であった。「廃棄物部署に連絡をする」、「特に対応は取らない」という選択肢を回答した自治体はなかった。過去の調査の結果では、声かけをして利用者が不在であった場合、「家族や民生委員など、事前に決められた緊急連絡先に連絡をする」66.9%、「廃棄物部署に連絡をする」24.2%となっていた（いずれも 2015 年調査）。

(26) 安否確認によってトラブルを発見したか

利用世帯に安否確認の声かけを行っていると回答した 4 自治体に、不調やトラブル等の発見に繋がったことがあるか単数回答で尋ねた。もっとも多かったのが、「発見したことはない」3 自治体 (75.0%) (岡山市、笠岡市、矢掛町)、そして「発見したことがある」1 自治体 (25.0%) (倉敷市) であり（図 31. 参照）、「本人が家のなかで倒れていたため、救急車を呼んだことがある。」との回答だった。

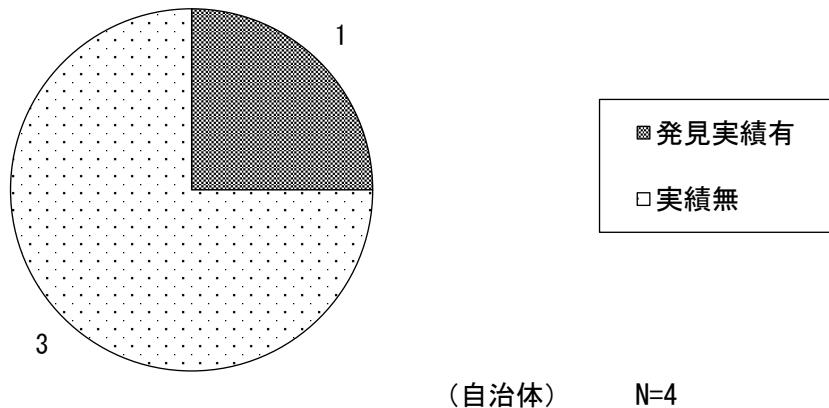


図 31. 安否確認の実績（単数回答）

2015 年調査によれば、声かけによって高齢者の不調やトラブル等を「発見したことがある」自治体は 39.9%に及んでいた。当該支援制度とセットとなる安否確認は一定の効果があると考えられる。

(27) 安否確認の研修の有無

安否確認を行っている 4 自治体に、回収者に対して声かけの仕方や緊急時の対応などに関する周知徹底のための教育や研修を行っているかについて単数回答で尋ねた。その結果、「行っていない」3 自治体(75.0)(岡山市、倉敷市、笠岡市)、「行っている」1 自治体(25.0%) (矢掛町) であった（図 32. 参照）。

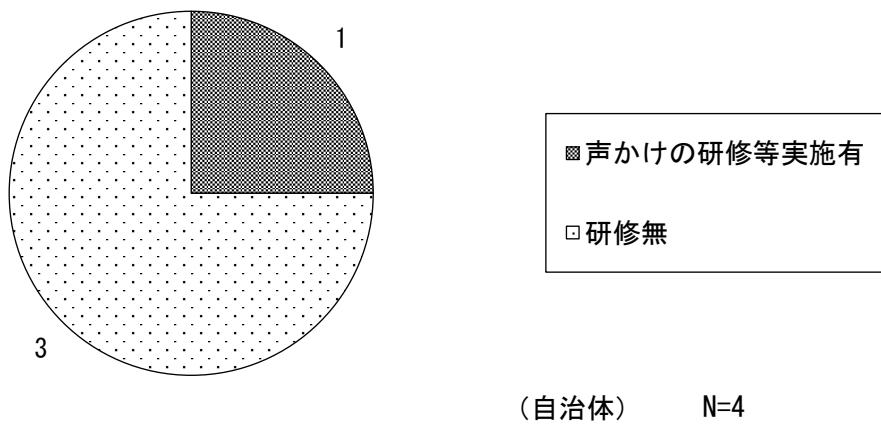


図 32. 安否確認の研修の有無（単数回答）

2015 年調査によれば、回収者に対する教育・研修を行っている自治体は 31.1% であった。

安否確認の研修を「行っている」と回答した矢掛町へ教育・研修の内容について尋ねた。その結果、「声かけ・安否確認の仕方」、「不在時・緊急時の対応」、「高齢者に対する接し方（声かけ・安否確認以外）」との回答だった。2015年調査では、「不在時・緊急時の対応」が81.0%と最も多く、「声かけ・安否確認の仕方」72.2%、「高齢者に対する接し方」55.7%と続いていた。

そして、矢掛町におけるその教育・研修の方法は、「講習会の開催」であった。2015年調査では、「口頭での伝達」65.8%、「書類の配布」58.2%と続いていた。

（28）当該支援制度の一時的な利用について

「制度あり群」に、家族入院などで「一時的に支援が必要となった方へのごみ出し支援」を行っているか単数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのが「いいえ」4自治体（50.0%）（津山市、井原市、浅口市、矢掛町）、次いで「はい」3自治体（37.5%）（倉敷市、笠岡市、和気町）、そして「その他」1自治体（12.5%）（岡山市）であった（図33.参照）。

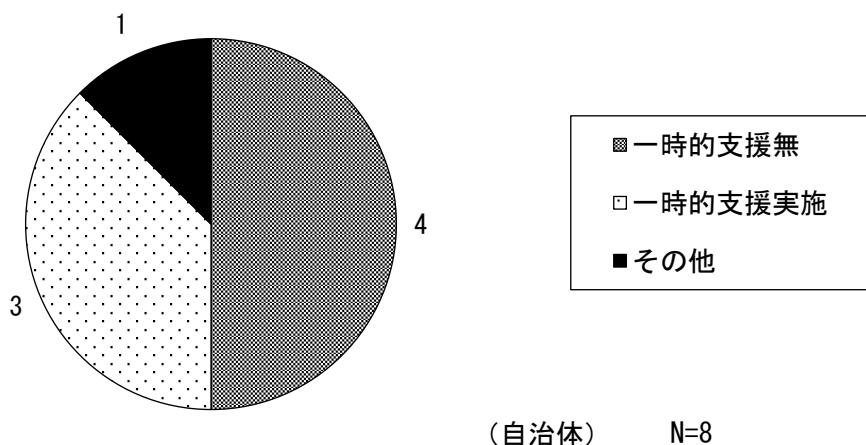


図33. 当該支援制度の一時的な利用について（単数回答）

2019年調査によれば、一時的なごみ出し支援サービスを実施している自治体は全体の46.3%であった。「その他」の岡山市からは、「本人が要件に該当し、かつ同居の親族によるごみ出しが出来ない（親族の不在の状況が明らかである）場合、申請により制度利用を認め、親族の退院でごみ出しが可能となった時点で廃止届を出していただき制度利用は終了。（一時的な利用に関しては要綱に定めていない。）」との回答であった。

当該支援制度の一時的な利用が制度に含まれていると回答した4自治体に、その旨を自治体ホームページへ掲載しているかについて単数回答で尋ねた。その結果、3自治体（75.0%）（岡山市、笠岡市、和気町）が「いいえ」と答えていた。倉敷市は、一時的な利用が可との回答だったが、ホームページ記載についての回答はなかった（無回答1自治体（25.0%））。

2019年調査によれば、一時的なごみ出し支援サービスについてホームページに掲載している自治体は全体の5.4%であった。

(29) 当該支援制度の一時停止および再開

「制度あり群」に、当該支援制度の一時停止および再開、取消の定めを実施要綱等に明記しているかについて単数回答で尋ねた。その結果、「はい」3自治体（岡山市、笠岡市、和気町）、無回答5自治体（倉敷市、津山市、井原市、浅口市、矢掛町）であった。2019年調査によれば、当該支援制度の一時停止・再開・取消に関する規定を実施要綱等に記載については全体の43.9%が記載していないとの結果であった。

(30) 登録されている共助団体数、及び支援者数（コミュニティ支援型のみ）

当該支援制度が「タイプIII コミュニティ支援型」である矢掛町に対して、登録されている共助団体数、および支援者数（2023年4月1日現在）を尋ねた。その結果、登録されていたのは1支援団体数（支援者数12人）であった。その共助団体に支給している補助金は、支援活動に応じた補助金となり1回あたり800円であった。そして、事業開始時（一時金）については実施していなかった。2019年度から2022年度までの補助金総額は以下の通りだった（表23.および図34.参照）。

表23. 矢掛町における当該支援制度補助金総額の推移

| 年度 | 補助金総額（円） |
|--------|----------|
| 2019年度 | 41,600 |
| 2020年度 | 144,800 |
| 2021年度 | 207,200 |
| 2022年度 | 192,000 |

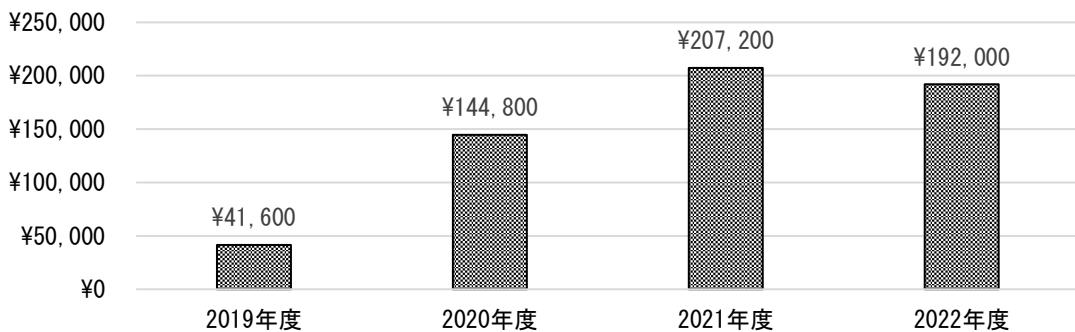


図34. 矢掛町における当該支援制度補助金総額の推移

(31) 当該支援制度を運用する上で課題

「制度あり群」に、当該支援制度を運用する上で課題となっている事象について複数回答で尋ねた（表 24. 参照）。

表 24. 当該支援制度を運用する上で課題一覧

| 自治体名 | 利用者増 | 回収時に出されていない | 予算不足 | 人員不足 | 利用者数伸び悩み | 制度周知困難 | 利用要件非該当世帯とトラブル |
|------|------|-------------|------|------|----------|--------|----------------|
| 岡山市 | ○ | — | — | ○ | — | — | ○ |
| 倉敷市 | — | ○ | — | — | — | — | — |
| 津山市 | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 笠岡市 | — | — | — | — | — | — | — |
| 井原市 | — | — | — | — | — | — | — |
| 浅口市 | — | — | — | — | — | — | — |
| 和気町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 矢掛町 | — | — | — | — | ○ | ○ | — |

その結果、もっとも多かったのは「利用者が増加傾向にある」（岡山市、津山市）で、続いて「回収に行っても、ごみ・資源物が出されていないことがある」（倉敷市、津山市）2自治体（25.0%）。そして「予算が不足している」（津山市）、「人員が不足している」（岡山市）、「利用者数が伸び悩んでいる」（矢掛町）、「制度の周知が難しい」（矢掛町）、「利用要件に該当せず、支援を断った世帯とトラブルになる」（岡山市）が1自治体（12.5%）ずつ、そして「その他」4自治体（50.0%）であった（図 35. 参照）。自治体ごとにあげられた課題にはらつきがあることが明らかになった。概ね、人口規模の大きな自治体とそうでない自治体で課題種別に違いが生じていると考えられた。

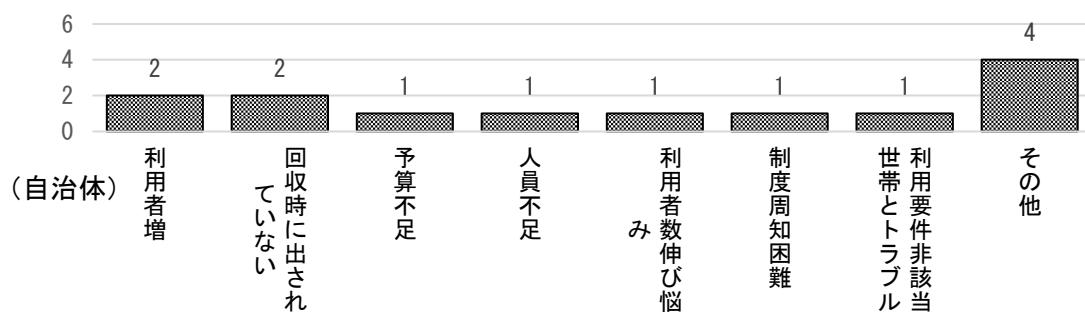


図 35. 当該支援制度を運用する上で課題（複数回答）

質問紙に以下の選択肢も提示したが、選択した自治体はなかった

- 「収集車両が不足している」
- 「個人情報保護のため支援が必要な高齢者の情報が得られない」
- 「利用者が不在の場合に安否確認に時間が取られる」
- 「高齢者等の紙おむつが増加している」
- 「医療系廃棄物の排出量が増加している」
- 「分別されていないごみが増加している」
- 「ごみ出しが出来ない高齢者の増加によりごみ屋敷が増加する」、
- 「許可をとっていない地域の人が代りに集め、クリーンセンター等へ運搬することは、廃掃法の解釈からリスクがある」
- 「支援団体や支援者を確保できず、要望に対応できない場合がある（コミュニティ支援型の場合）」
- 「支援団体や支援者との連携が不十分である（コミュニティ支援型の場合）」

また、「その他」の回答は以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|--|
| 津山市 | ふれあい収集事業の利用者は令和4年度に大きく増加しており、高齢者人口の増加に伴い当該制度の利用希望者はさらに増加していくと思われる。予算や委託先の人員を考慮すると、これ以上の利用者の増加に対応していくことは困難である。地域住民のニーズに即した対応ができるよう制度の見直しが必要である。 |
| 笠岡市 | 特になし |
| 井原市 | 増加するとすれば、制度を見直す必要がある。 |
| 浅口市 | 特になし |

2015年調査によれば、「人員や支援体制が不足している」を挙げる自治体が31.9%ともっとも多く、「回収に行っても、ごみ・資源物が出されていないことがある」21.2%、「利用者が不在の場合に安否確認に時間が取られる」16.5%、「制度の周知が難しい」13.8%と続いている。過去の全国調査とも異なる傾向が今回の調査で示された。

3) 「制度なし群」の結果

以下に、当該支援制度を持たない「制度なし群」への調査結果を示す。

(1) 当該支援制度を行っている自治体があることを知っているか

「制度なし群」(19自治体)に対し、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした取組みをしている自治体もあることを知っているかについて単数回答で尋ねた。その結果、「知っている」11自治体(57.9%)（玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、里庄町、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町）、「知らない」7自治体(36.8%)（新見市、美作市、早島町、新庄村、勝央町、奈義町、吉備中央町）、未回答1自治体(5.3%)（高梁市）であった（図36.参照）。

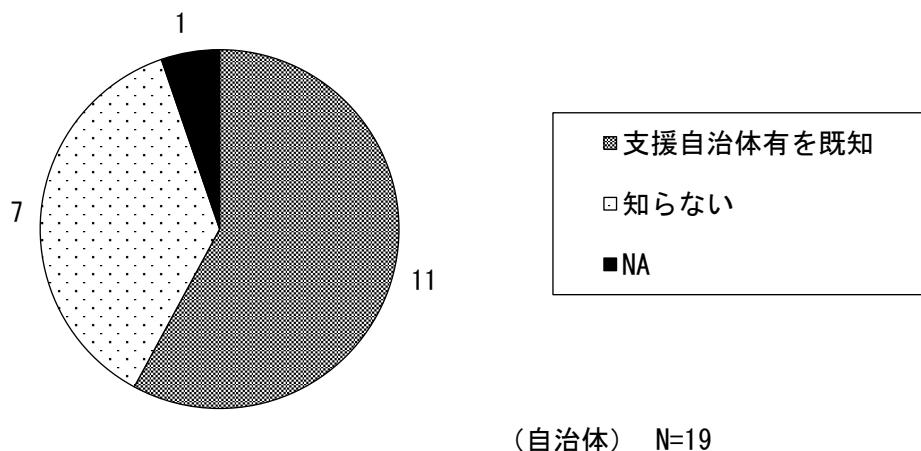


図36. 他自治体当該支援制度実施についての知識の有無（単数回答）

2015年調査では、他自治体の取組みについて「知っている」は55.3%であった。2015年調査の解説によれば、「規模の大きい自治体では認知度が高く、規模の小さい自治体では低い。」とされていた。今回の調査では、「知らない」と回答した自治体は主に県南以外で多かった。

(2) 当該支援制度の導入を現在までに検討されたことがあるか

「制度なし群」に、当該支援制度の導入を現在までに検討されたことがあるか、する予定があるかを単数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのは「検討の予定はない」11自治体(57.9%)（新見市、瀬戸内市、美作市、早島町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町）、「導入を具体的に検討中である」4自治体(21.1%)（玉野市、備前市、真庭市、里庄町）、「導入を将来的には検討したい」3自治体(15.8%)（高梁市、赤磐市、西粟倉村）、「検討したが、導入はやめた」1自治体(5.3%)（総社市）であった（図37.参照）。「導入を決め、準備中である」と答えたのは0自治体であった。

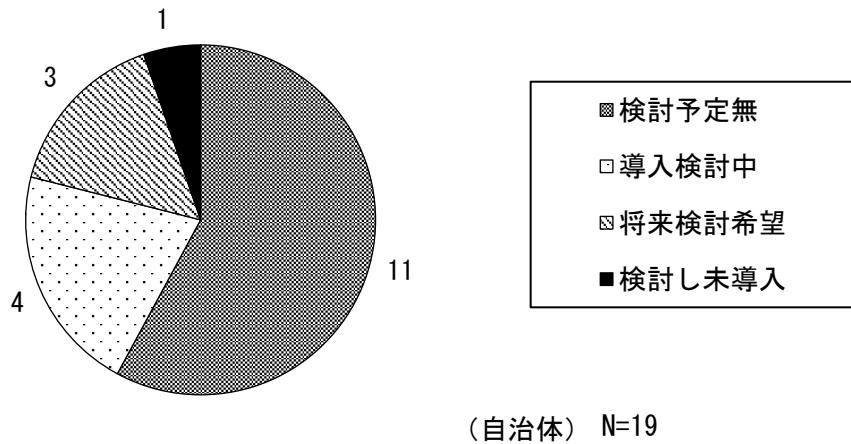


図 37. 当該支援制度の導入を現在までに検討されたことがあるか（単数回答）

2021年調査によれば、制度の導入を「検討していない」とする自治体の割合がもっとも高く49.2%であった。「検討したが、導入する予定はない」26.2%、「検討して、将来的には導入する」24.5%であった。

(3) 当該支援制度を設けていない理由

「制度なし群」に、当該支援制度を設けていない理由を複数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのが「人員や体制の確保が難しいから」12自治体(63.2%)（玉野市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、早島町、里庄町、勝央町、奈義町、西粟倉村、吉備中央町）、次いで「高齢者の生活支援は、介護保険などの福祉制度でカバーされているから」8自治体(42.1%)（玉野市、総社市、新見市、赤磐市、真庭市、新庄村、鏡野町、西粟倉村）、そして「自治体全域を公平にカバーする制度を構築することが難しいから」6自治体(31.2%)（高梁市、美作市、里庄町、勝央町、奈義町、西粟倉村）、「予算の確保が難しいから」4自治体(21.1%)（備前市、瀬戸内市、美作市、奈義町）、「高齢者のごみ出しの問題は顕在化していないから」3自治体(15.8%)（里庄町、奈義町、西粟倉村）「その他」5自治体(26.3%)（高梁市、新見市、早島町、鏡野町、久米南町、美咲町）である（表25.および図38.参照）。

表 25. 当該支援制度を設けていない理由一覧

| 自治体名 | 人員・体制の確保困難 | 介護保険などで力が不足している | 全域での公平性確保が困難 | 予算確保困難 | 高齢者ごみ出し問題顕在化せず | その他 |
|-------|------------|-----------------|--------------|--------|----------------|-----|
| 玉野市 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 総社市 | — | ○ | — | — | — | — |
| 高梁市 | ○ | — | ○ | — | — | ○ |
| 新見市 | — | ○ | — | — | — | ○ |
| 備前市 | ○ | — | — | ○ | — | — |
| 瀬戸内市 | ○ | — | — | ○ | — | — |
| 赤磐市 | — | ○ | — | — | — | — |
| 真庭市 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 美作市 | ○ | — | ○ | ○ | — | — |
| 早島町 | ○ | — | — | — | — | ○ |
| 里庄町 | ○ | — | ○ | — | ○ | — |
| 新庄村 | — | ○ | ○ | — | — | — |
| 鏡野町 | — | ○ | — | — | — | ○ |
| 勝央町 | ○ | — | — | — | — | — |
| 奈義町 | ○ | — | ○ | ○ | ○ | — |
| 西粟倉村 | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — |
| 久米南町 | — | — | — | — | — | ○ |
| 美咲町 | — | — | — | — | — | ○ |
| 吉備中央町 | ○ | — | — | — | — | — |

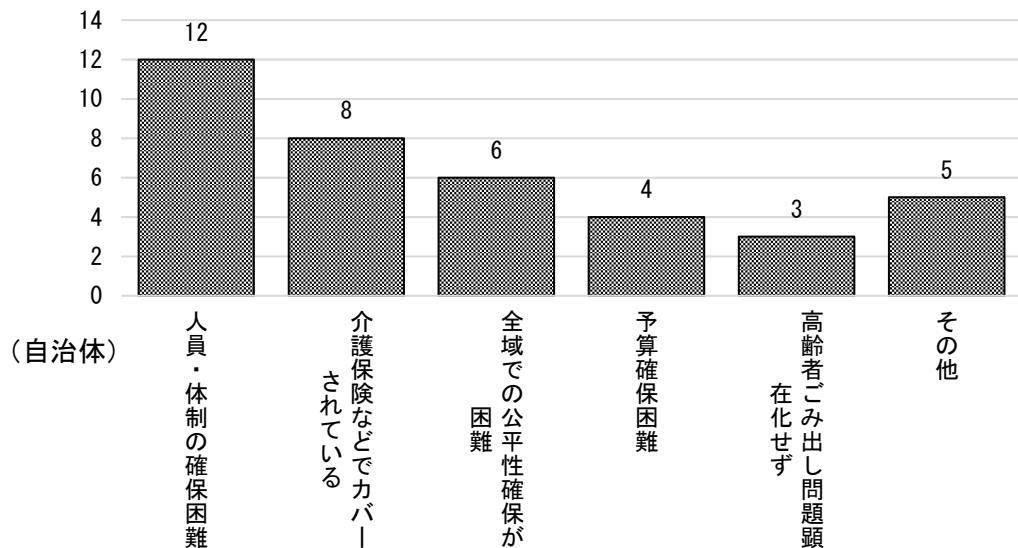


図 38. 当該支援制度を設けていない理由（複数回答）

なお「全世帯で戸別収集実施」、「一部の地域では高齢化が進んでいるが、自治体全域の課題ではないから」の選択肢も提示したが選択した自治体は無かった。「その他」の回答内容は以下の通りであった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|---|
| 高梁市 | 通常の収集業務で未解決の課題があるため |
| 新見市 | 一般廃棄物収集運搬許可業者が高齢者等を対象とした有料のふれあい収集を行っているため |
| 早島町 | すでに社協が実施 |
| 鏡野町 | 社会福祉協議会において、サービスを提供しているため |
| 久米南町 | ごみ処理は一部事務組合である岡山市久米南町衛生施設組合が行っており、ごみ出し支援制度も一部事務組合が制度を設置し現に運用を行っている。したがって久米南町としては制度を設置する必要はないと考えている。 |
| 美咲町 | 一般廃棄物運搬処理業者制度を導入しているから |

2015年調査では、当該支援制度を設けていない理由として「人員や体制の確保が難しいから」53.8%、「介護保険などの福祉制度でカバーされているから」32.1%、「予算の確保が難しいから」30.9%の自治体が回答していた。「高齢者ごみ出しの問題は顕在化していないから」を選択した自治体も29.0%であった。今回の調査では、全国調査も上位の2項目（「人員不足」「介護保険がカバー」）が半数近くの自治体が回答していた。一方、その他の回答の中には、新見市、美咲町のように一般廃棄物運搬処理業者がすでに有料の戸別回収を行っている事例もあった。

(4) 当該支援制度を導入する場合、どのような課題が出てくると思うか

「制度なし群」に、今後、当該支援制度を導入する場合、どのような課題が出てくると思うか複数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのが「人員の不足」15自治体(78.9%)（玉野市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、早島町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、吉備中央町）、次いで「予算の不足」14自治体(73.7%)（総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、早島町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町、吉備中央町）、そして「利用者が増え、対応できない」9自治体(47.3%)（玉野市、総社市、高梁市、赤磐市、美作市、里庄町、勝央町、奈義町、久米南町）、「収集車両の不足」7自治体(36.8%)（総社市、備前市、瀬戸内市、早島町、勝央町、奈義町、西粟倉村）、「支援団体や支援者を確保できず、要望に対応できない場合がある（コミュニティ支援型の場合）」5自治体(26.3%)（赤磐市、鏡野町、勝央町、西粟倉村、吉備中央町）、「個人情報保護のため、支援が必要な高齢者の情報が得られない」と答えたのは1自治体(5.3%)（高梁市）であった（表26.および図39.参照）。

表26. 当該支援制度を導入する場合の課題一覧

| 自治体名 | 人員不足 | 予算不足 | 利用者増 で対応不 可 | 収集車両 不足 | 支援団体・ 支援者 の 確保困難 | 個人情報 保護で、要 支援者情 報取得困 難 |
|------|------|------|-------------------|------------|---------------------------|------------------------------------|
| 玉野市 | ○ | — | ○ | — | — | — |
| 総社市 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 高梁市 | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 新見市 | — | ○ | — | — | — | — |
| 備前市 | ○ | ○ | — | ○ | — | — |
| 瀬戸内市 | ○ | ○ | — | ○ | — | — |
| 赤磐市 | ○ | — | ○ | — | ○ | — |
| 真庭市 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 美作市 | ○ | ○ | ○ | — | — | — |
| 早島町 | ○ | ○ | — | ○ | — | — |
| 里庄町 | — | — | ○ | — | — | — |
| 新庄村 | ○ | — | — | — | — | — |
| 鏡野町 | ○ | ○ | — | — | ○ | — |
| 勝央町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 奈義町 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 西粟倉村 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | — |

| 自治体名 | 人員不足 | 予算不足 | 利用者増で対応不可 | 収集車両不足 | 支援団体・支援者の確保困難 | 個人情報保護で、要支援者情報取得困難 |
|-------|------|------|-----------|--------|---------------|--------------------|
| 久米南町 | — | — | ○ | — | — | — |
| 美咲町 | — | ○ | — | — | — | — |
| 吉備中央町 | ○ | ○ | — | — | ○ | — |

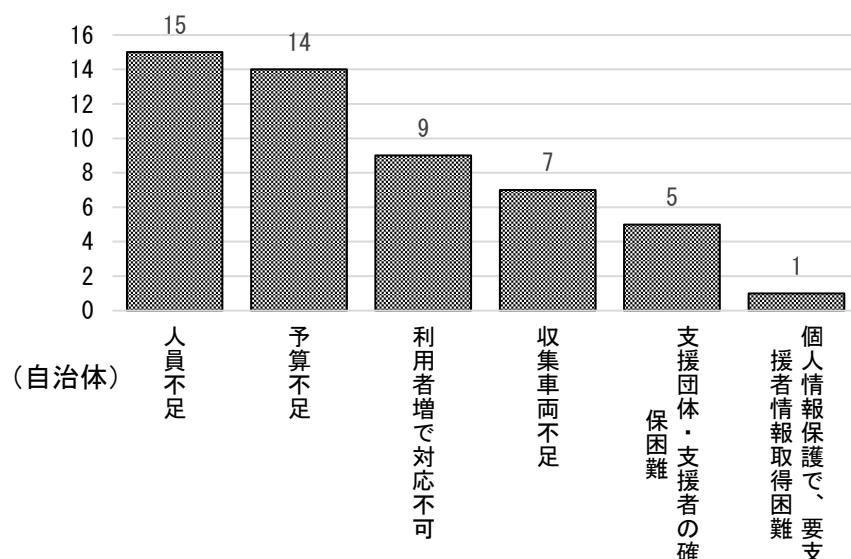


図 39. 当該支援制度を導入する場合の課題（複数回答）

「利用者のニーズがない」との選択肢も準備したが回答した自治体はなかった。2019年調査によれば、当該支援制度を導入する際に課題となると回答で最多だったのが「予算不足」と「人員の不足」(ともに 80%超)であった。次いで「収集車両の不足」(57.1%)、「支援団体や支援者を確保できず、要望に対応できない場合がある」(53.8%)、「利用者が増え、対応できない」(49.7%)と続いていた。予算、人員については、全国調査とほぼ同じような結果であった。

(5) 過去のごみ出しに困難のある高齢者や障害者等世帯に関する相談

「制度なし群」に、ごみ出しに困難のある高齢者や障害者等世帯に関する相談が過去にあったかについて単数回答で尋ねた。その結果、「これまでにあった」9自治体(47.4%)（総社市、新見市、備前市、赤磐市、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町）、「これまでになかった。」10自治体(52.6%)であった（図40.参照）。

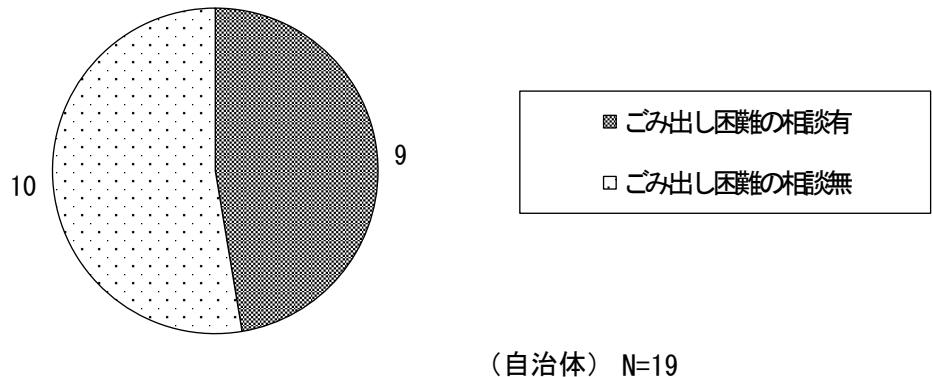


図 40. ごみ出しに困難のある高齢者や障害者等世帯に関する相談有無（単数回答）

相談があつた自治体に具体的な内容を尋ねた。その結果は、以下の通りであつた。

| 自治体名 | 具体的な相談内容 |
|------|--|
| 高梁市 | 過疎地で、収集場所が遠く、ごみ出しに行くことが困難 |
| 赤磐市 | 移動困難な高齢者等からの相談に対して、介護保険等の各種制度やシルバーメンタリティセンターのサービス、近隣の支え合い等により対応した。 |
| 勝央町 | 歩行困難になりゴミ置き場へ持ち込めない、加齢でゴミ当番がつらくなつた |
| 西粟倉村 | ヘルパーが来る、ゴミ出し指定日でない日にゴミを出したいという相談→地区の環境衛生委員に相談した承済み |
| 久米南町 | 歩行が困難。ヘルパーが来る日とごみ収集日が合致せず、ステーションに持つていけない。 |
| 美咲町 | 脚が悪くてごみを運べない等 |

相談があつた自治体に、どこから寄せられた相談だったかを複数回答で尋ねた。その結果、「当事者（高齢者・障害者等）本人および家族」8自治体（42.1%）（総社市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、勝央町、久米南町、美咲町）、「福祉部局」1自治体（5.3%）（久米南町）、「社会福祉活動団体（社会福祉協議会等）」1自治体（5.3%）（西粟倉村）、「議員」1自治体（5.3%）（美咲町）、「その他」1自治体（5.3%）（高梁市）であった（図41参照）。高梁市からは「当事者の近隣住民」との回答であった。

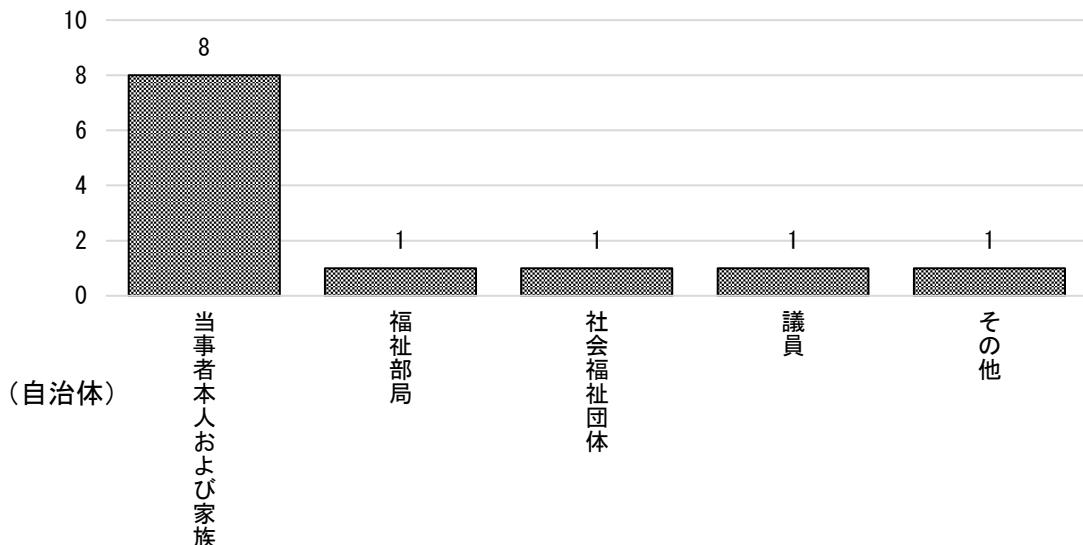


図 41. ごみ出しに関する相談元（複数回答）

（6）導入の時期を想定している場合の時期

「制度なし群」の中で導入の時期を想定している自治体にその時期を尋ねた。その結果、「導入を具体的に検討中である」2自治体(10.5%)（真庭市、里庄町）から回答があった。「令和7年度から令和10年度以内には開始する」1自治体(5.3%)（真庭市）、「開始時期は未定である」1自治体（里庄町）であった。

上記2自治体に、どのタイプの支援制度を考えているか尋ねた。その結果、先の2自治体とも「タイプII 直接支援型（委託）」であった。利用世帯の対象想定も2自治体とも「高齢者および障害者等世帯を対象としている。」と回答した。

（7）将来的に当該支援制度が必要になると思うか

「制度なし群」に、将来的に当該支援制度が必要になると思うか単数回答で尋ねた。その結果、もっとも多かったのは「どちらとも言えない」9自治体(47.4%)（高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、吉備中央町）、次いで「そう思う」7自治体(36.8%)（玉野市、総社市、赤磐市、真庭市、里庄町、西粟倉村、美咲町）、「とてもそう思う」2自治体(10.5%)（備前市、久米南町）、そして「そう思わない」1自治体(5.3%)（早島町）と続く（図42.参照）。

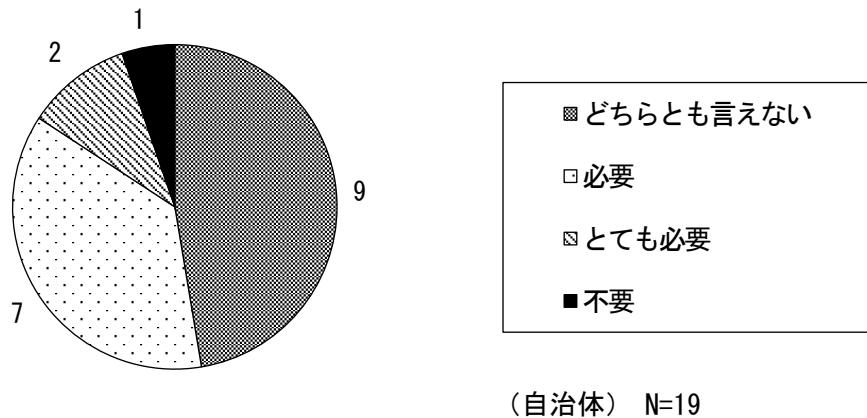


図 42. 将来的な当該支援制度の必要性認識（単数回答）

4) 「制度あり群」「制度なし群」共通設問の結果

全 27 自治体共通設問について、以下述べる

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）でのごみ出し支援の有無

「制度あり群」「制度なし群」に対し、介護保険の要支援者（要支援認定を受けた者および基本チェックリスト該当者（事業対象者））等向けの介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス（以下、単に総合事業と表記する）でごみ出し支援を行っているかについて単数回答で尋ねた。厚生労働省によれば総合事業は「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。」とされている。市町村ごと内容に差異があると想定されたための設問であり、「行っている」と答えたのは 19 自治体（70.4%）（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、井原市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町）、「行っていない」5 自治体（18.5%）（笠岡市、浅口市、西粟倉村、美咲町、吉備中央町）、そして「その他」2 自治体（7.4%）（高梁市、勝央町）、無回答 1 自治体（3.7%）（和気町）であった（図 43.および表 27.参照）。

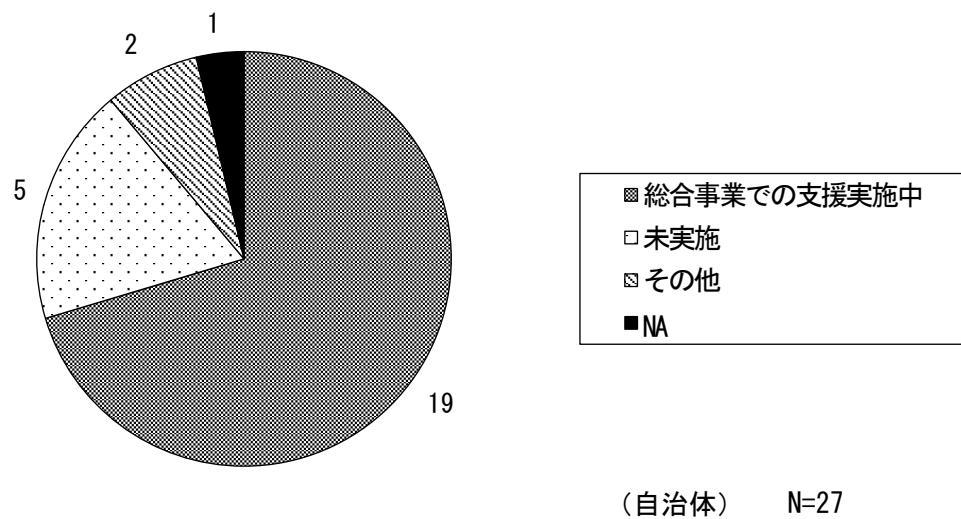


図 43. 総合事業でのごみ出し支援の有無 (単数回答)

表 27. 総合事業でのごみ出し支援の有無一覧

| 自治体名 | 総合事業で ごみ出し支援実施 | 当該支援制度 | | |
|-------|-------------------|------------------|---------------------|----------|
| | | 当該支援制度 あり（再掲） | 要支援・要介護 認定基準（再掲） | 年齢基準（再掲） |
| 岡山市 | ○ | ○ | 要介護 1 | 40 歳以上 |
| 倉敷市 | ○ | ○ | 要介護 3 | 40 歳以上 |
| 津山市 | ○ | ○ | 要支援 1 | 40 歳以上 |
| 玉野市 | ○ | × | — | — |
| 笠岡市 | × | ○ | 要介護 1 | 40 歳以上 |
| 井原市 | ○ | ○ | 非該当から可 | 65 歳以上 |
| 総社市 | ○ | × | — | — |
| 高梁市 | その他 | × | — | — |
| 新見市 | ○ | × | — | — |
| 備前市 | ○ | × | — | — |
| 瀬戸内市 | ○ | × | — | — |
| 赤磐市 | ○ | × | — | — |
| 真庭市 | ○ | × | — | — |
| 美作市 | ○ | × | — | — |
| 浅口市 | × | ○ | 要支援 1 | 75 歳以上 |
| 和気町 | NA | ○ | 要介護 2 | 40 歳以上 |
| 早島町 | ○ | × | — | — |
| 里庄町 | ○ | × | — | — |
| 矢掛町 | ○ | ○ | 非該当から可 | 65 歳以上 |
| 新庄村 | ○ | × | — | — |
| 鏡野町 | ○ | × | — | — |
| 勝央町 | その他 | × | — | — |
| 奈義町 | ○ | × | — | — |
| 西粟倉村 | × | × | — | — |
| 久米南町 | ○ | × | — | — |
| 美咲町 | × | × | — | — |
| 吉備中央町 | × | × | — | — |

かつて介護予防給付でカバーしてきた要支援認定者への訪問介護や通所介護は現在、各市町村の地域支援事業として提供されている。『令和 2 年度 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き＜地方公共団体向け＞』の中

でも、住民のボランティアによるごみ出し等の生活支援サービスが、総合事業の一部として例示されている。しかし、あくまで介護保険制度における事業であるため、その対象は要支援者等となっている。例えば、倉敷市の当該支援制度だと「要介護 3 以上」が対象であり、総合事業では要支援者までのため、要介護 1 と 2 認定者は双方から漏れてしまう。また、西粟倉村、美咲町、吉備中央町は、いずれの制度にもごみ出し支援がないとの回答であった。いずれにしても制度が再考されねば、行政サービスを受けられない事態が起きる。

一方、総合事業でごみ出し支援を「行っている」と回答した津山市と新庄村から、以下のような回答が寄せられた。

| 自治体名 | 「行っている」の回答内容 |
|------|---|
| 津山市 | 生活支援センター訪問サービス：生活支援センターが居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除などの簡易な家事援助などを行っている。 |
| 新庄村 | 要望に応じて生活支援センターを派遣し、屋内清掃など実施しており、ごみ捨てもその範疇で実施をしている。 |

また、「その他」と答えたのは 2 自治体（7.4%）（高梁市、勝央町）からは、以下のようない回答があった。

| 自治体名 | 「その他」の回答内容 |
|------|---|
| 高梁市 | 訪問サービスの中で、訪問日とごみ収集日が合致すれば、ヘルパーがゴミ出しを行うことが出来る。 |
| 勝央町 | 生活支援型の住民主体の支えあい体制を構築しており、要支援 1 及び 2 の方は、総合事業として利用可能。 体制の対象の 1 つに、ごみ出し支援も含まれるが、ごみ出し支援を中心としたものではありません。また、訪問型サービスで利用する場合、判定会議にかける必要があります。 |

（2）自治会や NPO などが貴自治体からの補助金等の支援なしに独自に高齢者および障害者世帯等のごみ出し支援を行っている事例を知っているか

「制度あり群」「制度なし群」に対し、自治会や NPO などが貴自治体からの補助金等の支援なしに独自に高齢者および障害者世帯等のごみ出し支援を行っている事例を知っているかを尋ねた。その結果、「知らない」と答えたのは 19 自治体（70.4%）（倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町）、「知っている」と答えたのは 6 自治体（22.2%）（岡山市、津山市、総社市、赤磐市、真庭市、早島町）、無回答 1 自治体（和気町）であった（図 44. 参照）。

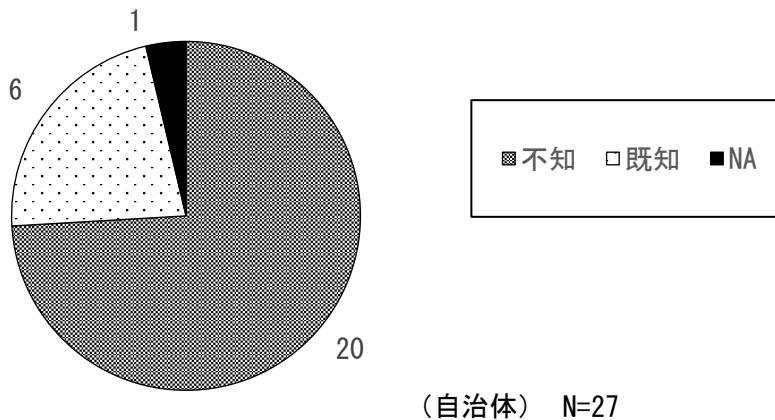


図 44. ごみ出し支援を行っている事例を知っているか（単数回答）

「知っている」と答えた自治体に、具体的な団体名と活動を尋ねた結果は以下の通りであった（表 28.参照）。

表 28. ごみ出し支援を行っている事例一覧

| 自治 体名 | 団体名 | 活動内容の回答 | 当該支 援制度 |
|----------|---------------|--|------------|
| 岡山市 | 不明 | 市内において、一人暮らし高齢者等に対する生活支援サービス（ごみ出し、家の片づけ、草取り等）を有料で提供している団体があることは知っている。 | 有 |
| 津山市 | 連合町内会 高倉支部 | 住民ボランティアがごみ出しを 4 回 500 円で支援。 | 有 |
| | 連合町内会 広野支部 | 住民ボランティアが 1 時間 500 円でゴミ出しや掃除などの生活支援サービスを行っている。 | |
| | 宮部上町内会 | 住民ボランティアが 30 分 300 円、プラス 10 分ごとに 100 円追加で生活支援サービスを行う。（※始めたばかりでまだ実績無し。） | |
| 総社市 | おかやま コープ | 「はーとふるネット」応援者（有償ボランティア）による生活支援サービスのなかにゴミ出しも含まれている。応援者 1 人につき 1 時間 980 円で利用できる。おかやまコープ組合員以外でも利用可能。ホームページ： https://okayama.coop/project/life/ | 無 |

| 自治体名 | 団体名 | 活動内容の回答 | 当該支援制度 |
|------|-------------------------------|------------------------------------|--------|
| 赤磐市 | シルバー人材センター | ワンコインサービスによる提供 | 無 |
| | 地区社協の一部、ボランティアグループ | 見守り活動の一環として実施 | |
| 真庭市 | 真庭市社会福祉協議会 他 2団体（コミュニティ団体） | 地域内でボランティア活動をする人を登録し、ごみ出し支援を行っている。 | 無 |
| 早島町 | 早島町社会福祉協議会 | —（この設問回答欄への説明記載なし） | 無 |
| 和気町 | NA | NA | 有 |

上記事例を大まかに分類すると①社会福祉協議会（以下、社協と表記）、②町内会等の住民組織、③シルバー人材センター、④その他ボランティア団体といった立場だったと分かる。社協は、各市町村に存在しているが、それぞれによって取り組みや独自性に差異がある。そのため、全市町村で共通の活動を行っているわけではない。その他の組織も地域性や活動主体によって活動内容が異なるため地域格差が生じることとなる。

（3）高齢者および障害者等のごみ出しについての悩みや考え方（自由記述）

「制度あり群」および「制度なし群」に、高齢者あるいは障害者世帯等のごみ出しについての悩みや考え方について自由記述で回答を求めた。その結果、5自治体（18.5%）から回答があった。その内訳は、「制度あり群」1自治体（岡山市）、「制度なし群」4自治体（新見市、瀬戸内市、新庄村、西粟倉村）であった。

【制度あり群】

| 自治体名 | 自由記述 |
|------|---|
| 岡山市 | 本制度は平成30年度及び令和元年度で制度の利用に係る要件緩和を行い、利用者が年々増加している中、個別収集サービスを行う直営事業所の収集体制の見直しが課題となっている。 |

岡山市からは利用世帯（者）増に対する悩みが聞かれた。今後さらに増大する見込みの高齢者（要支援・要介護）世帯は多くの生活課題を抱えることが予測されが、その中にご

み出し困難も含まれる。そのような生活課題を持つ世帯への行政の直接支援は、過重な負担となるおそれがあると受け取られていた。現在、岡山市は「タイプI 直接支援（直営）」で実施しているが、その見直しを示唆していた。

【制度なし群】

| 自治体名 | 自由記述 |
|------|--|
| 新見市 | 本市においては、一般廃棄物収集運搬許可業者が高齢者等を対象とした有料のふれあい収集を行っている。業者により対象者や料金が異なっているため、今後「ごみ出し支援制度」を検討する場合はその点も考慮する必要がある。 |
| 瀬戸内市 | 地域における見守り、協力体制の構築が必要。 |
| 新庄村 | 現状は民生委員や社会福祉協議会が連携し、情報共有しながら生活支援が必要な方へゴミ出しを含む支援を実施している。当村内にはごみ処理施設がなく、収集も含めて真庭市へ委託していることから、これまでと同様に介護の生活支援の範疇で実施するのが望ましいと考えている。 |
| 西粟倉村 | 現状は有償ボランティアに依頼をするか、介護サービスのヘルパーが利用者の状況に応じて対応する以外は個人任せとなっている。 近所の助け合いでできている場合もあるが、家の立地、冬季の積雪時など困難な状況の人も一定数いると思われる。独居高齢者も増加してきており、支援の必要性も増加していると思われるが、ニーズを把握しきれていないうえ、自治体としての対応はまだ検討していない。 |

「制度なし群」の自由記述からは、①廃棄物収集の扱い手としての一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、単に許可業者と表記）、②本県の廃棄物計画、③小規模自治体の地理的条件等の事情や背景を指摘できる。

許可業者は、以下に示す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を根拠としている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

※下線は筆者

上記のとおり、一般廃棄物を収集および運搬を業とする者は、許可業者として市町村長

の許可を得ねばならない。その考え方に基づき、地域住民やボランティア団体へごみ出し支援の役割を担わせることに、自治体が不安を感じる様子も伺われる。また許可業者以外がごみ出し支援を行うことへの見解は、各自治体で差異がある。その現状について岡山県循環型社会推進課に意見を求めたが「廃棄物処理業は自治体裁量が大きいため統一的な見解を絞ることが困難」との旨的回答であった。

さらに許可業者の多くは営利企業であり、各々の料金設定で戸別ごみ回収を行っている。そこに、行政によるごみ出し支援制度（多くの場合、無料となる）を導入するとなれば、許可業との間で慎重にならざるを得ない。

次に、本県の岡山県廃棄物処理計画（以下、単に廃棄物計画と表記）の影響について述べる（図45.参照）。



図45. 第4次計画におけるブロック割

第5次岡山県廃棄物処理計画より作図

新庄村から「当村内にはごみ処理施設がなく、収集も含めて真庭市へ委託していることから」独自のごみ出し支援制度ではなく介護サービスで対応したいとの回答があった。廃棄物計画によれば、新庄村は真庭市と同じ「高梁ブロック」に属している。『第5次岡山県廃棄物処理計画～スイッチ！さらに持続可能な循環型社会に向かって～』の中に各自治体のごみ処理体制（焼却施設）について記述がある（表29.参照）。新庄村は「真庭市（真庭北部クリーンセンター）へ処理委託」となっていた。環境負荷低減のため、ごみ処理体制（焼却施設）の広域化が基本路線となっており、本県は6つのブロックでの運用する計画である。久米南町からの回答でも「岡山市との共同処理体制があることから独自の仕組み

を作る予定がない」とあった。(p50)。小規模自治体は廃棄物処理事務を近隣の大規模自治体に頼らざるを得ない現状があり、地域特性に応じた施策を作りたくても、困難な状況がある。

表 29. 岡山県内のごみ処理体制（焼却施設） 2021年3月31日時点

第5次岡山県廃棄物処理計画より作表

| ブロック名 | 自治体名 | ごみ処理体制 | 今後のごみ処理施設の整備予定 |
|------------|-------|--|---------------------|
| 岡山 ブロック | 岡山市 | 以下2つの体制で処理 ①単独処理 ②久米南町と共同処理 | 3市町で共同処理を行う新施設を整備予定 |
| | 玉野市 | 単独処理 | |
| | 久米南町 | 岡山市と共同処理 | |
| 倉敷 ブロック | 倉敷市 | 以下3つの体制で処理 ①単独処理 ②総社市と共同処理 ③浅口市（西部ブロック）と共同処理 | 単独処理を行う新施設を整備予定 |
| | 総社市 | 倉敷市と共同処理 | 現施設の改良工事予定 |
| | 早島町 | 倉敷市（水島清掃工場）へ処理委託 | なし |
| 西部 ブロック | 笠岡市 | 笠岡市、里庄町、浅口市の3市町で共同処理 | 5市町で共同処理を行う新施設を整備予定 |
| | 里庄町 | | |
| | 浅口市 | 以下2つの体制で処理 ①倉敷市（倉敷ブロック）と共同処理 ②笠岡市、里庄町、浅口市の3市町で共同処理 | |
| | 井原市 | 2市町で共同処理 | |
| | 矢掛町 | | |
| 高梁 ブロック | 高梁市 | 2市町で共同処理 | なし |
| | 吉備中央町 | | なし |
| | 新見市 | 単独処理 | なし |
| | 真庭市 | 単独処理 | なし |
| | 新庄村 | 真庭市（真庭北部クリーンセンター）へ処理委託 | なし |

| ブロック名 | 自治体名 | ごみ処理体制 | 今後のごみ処理施設の整備予定 |
|------------|------|----------------------|----------------|
| 津山 ブロック | 津山市 | 5 市町で共同処理 | なし |
| | 鏡野町 | | なし |
| | 美咲町 | | なし |
| | 勝央町 | | なし |
| | 奈義町 | | なし |
| | 美作市 | 単独処理 | なし |
| | 西粟倉村 | 美作市（美作クリーンセンター）へ処理委託 | なし |
| 備前 ブロック | 備前市 | 単独処理 | なし |
| | 瀬戸内市 | 単独処理 | なし |
| | 赤磐市 | 単独処理 | なし |
| | 和気町 | 単独処理 | なし |

西粟倉村のように、冬季の気候や地理的条件（人口減も含む）により、ごみ出し支援を必要とする世帯の存在を認識する自治体もあった。本調査研究では「自治事務」「環境負荷低減のためのごみ処理体制の広域化」「地域特性」といった背景が複雑に絡み合うことで生じる、ごみ出し支援制度の課題が明らかにできた。ここまで述べてきた各課題を克服し、高齢者（要支援・要介護）、障害者世帯の生活課題解決に資する行政サービスが構築されていくよう、望みたい。

おわりに

本法人は、岡山県内の社会福祉サービス利用者・家族・従事者の人権問題について相談活動を行っており、行政監視の一環である。福祉サービス適正化の責任は福祉行政にあり、その福祉行政に視線を向けることが必要とされる。本調査は発端は一人の相談からであり、本県内での地域格差が明らかになった。

このごみ出し支援制度は、福祉行政と環境行政の双方に関わる。社会福祉が対象としてきた生活者たちにとって、助けとなる本制度を奨励してきたのは環境省である。省庁・部局横断的な取り組みから、新しい社会的仕組みを構築される可能性を示している。

これまで述べてきたように、廃棄物処理の社会的仕組みを再構築することは、高齢および独居世帯の増加への対応に不可欠である。その一方、ごみ出し支援制度はそれだけに留まらない社会課題解決の可能性も含んでいる。今回の調査を通じ、複数の関係者にヒアリングを行う中で、「地域住民同士の共助関係の低下」、「自力で廃棄物排出が困難（あるいはセルフネグレクト）によるごみ屋敷の増加」、「分別されないまま排出される家庭ごみによる環境負荷」、「自治体ごとの課題解決の障害となる廃棄物処理の広域化」といった危惧や背景が多く聽かれた。そこで、これらをまとめ「ごみ出し支援制度とは何か？」を考えてみた。

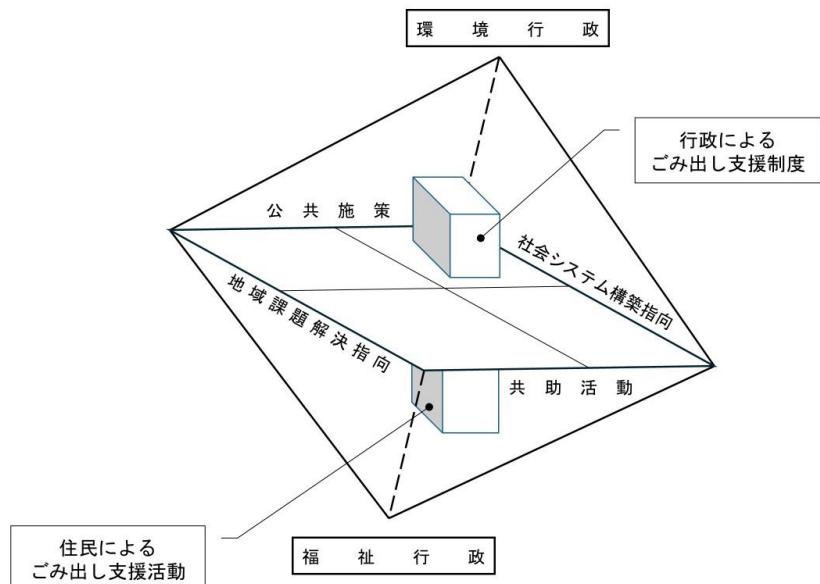


図 46. ごみ出し支援制度の構成要素による概念図（仮）

上に示す図は、本調査を通じて解釈されたごみ出し支援制度の構成要素を用いて作図し

た概念図である。環境行政と福祉行政によって引き延ばされた空間の中に、「誰がその役割を担うか」といった「公共施策 ⇄ 共助活動」の軸、「何のために行うか」といった「社会的仕組み ⇄ 地域課題解決」を結ぶ軸で構成された面である。そこに「行政によるごみ出し支援制度」と「住民によるごみ出し支援活動」を位置づけた。環境と福祉の視点複合は、持続可能な社会構築に寄与するであろう。

副理事長 藤井宏明

謝辞

本調査実施にあたり、本県廃棄物行政に関するレクチャーおよび関係者との調整にあたり、みずしま財団(公財)水島地域環境再生財団・事務局長の藤原園子氏に協力いただいている。また回答くださった自治体担当、なかでも岡山県環境文化部循環社会推進課、岡山市環境事業課、津山市高齢介護課、美咲町住民生活課、真庭市生活環境部環境課の各担当からは、支援制度および廃棄物処理に関する専門的な助言もいただいた。各位へ深く感謝申し上げる。

引用・参考文献

1. 小島英子、多島良、秋山貴、横尾英史『国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター報告書 高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査 結果報告』(2015)
2. 佐々木春菜、松本亨『高齢者ごみ出し支援事業における多主体連携の実態：北九州市の事例をもとに』第 27 回廃棄物資源循環学会研究発表会 (2016)
3. 小島英子、多島良『高齢者ごみ出し支援事例集』(2017)
4. 国立環境研究所『高齢者ごみ出し支援ガイドブック』(2017)
5. 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課『高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査』(2019)
6. 環境省『令和 2 年度 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務 高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き<地方公共団体向け>』(2021)
7. 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課『高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き』(2021)
8. 環境省『新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査』(2021)
9. 岡山県『第 5 次岡山県廃棄物処理計画～スイッチ！さらに持続可能な循環型社会に向かって～』(2022)

岡山県における高齢者および障害者世帯のためのごみ出し支援制度に関する実態調査



↑
細かな分別



↑
集積所までの距離



藤井 宏明

特定非営利活動法人
福祉オンブズおかやま

環境省は、
ごみ出し困難な世帯への戸別ごみ収集等の
いわゆる「ふれあい回収」を
高齢社会に対応した新たな仕組み
として提言している。



(写真データ：横浜市提供)

利用世帯は、ルールに従って
分別をし、朝8時までに玄関先
や門扉先などの排出場所に出す
ことになっている。
前日の夕方に蓋付きバケツで排
出される場合が多い。

『高齢者ごみ出し支援事例集』
平成29年8月国立環境研究所 より抜粋

Type I

直接支援型（直営）

Type II

直接支援型（委託）

Type III

コミュニティ支援型

Type IV

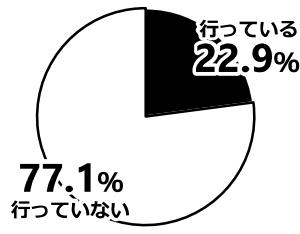
福祉サービスの一環型

○地方公共団体職員が、利用者宅の玄関先等から家庭ごみを戸別収集するタイプである。

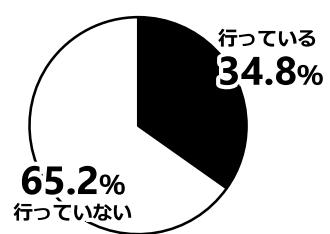
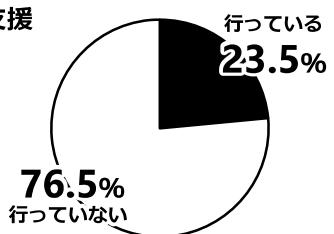
○地方公共団体から委託された事業者が、利用者宅の玄関先等から家庭ごみを戸別収集する。

○地方公共団体は、ごみ出し支援活動を行う支援団体に対して補助金等で支援する仕組みである。

○地方公共団体の福祉部局が、福祉サービスの一環として、高齢者世帯のごみ出し支援を行う仕組みである。



高齢者を対象としたごみ出し支援 全国調査結果



2015年

2017年

2019年

2021年

高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査 結果報告



高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査
アンケート結果

高齢者等世帯に対するゴミ出し支援 特別交付税（総務省）

新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査



高齢者を対象としたごみ出し支援 調査およびガイドライン等（環境省等）

調査対象 および 方法

本県全市町村（27自治体）

郵送による返信

メールによる送信

ごみ出し支援制度の有無や考え方等について尋ねた。

これらの質問項目を参考に作成

高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査

高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査

新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査

2015年

2019年

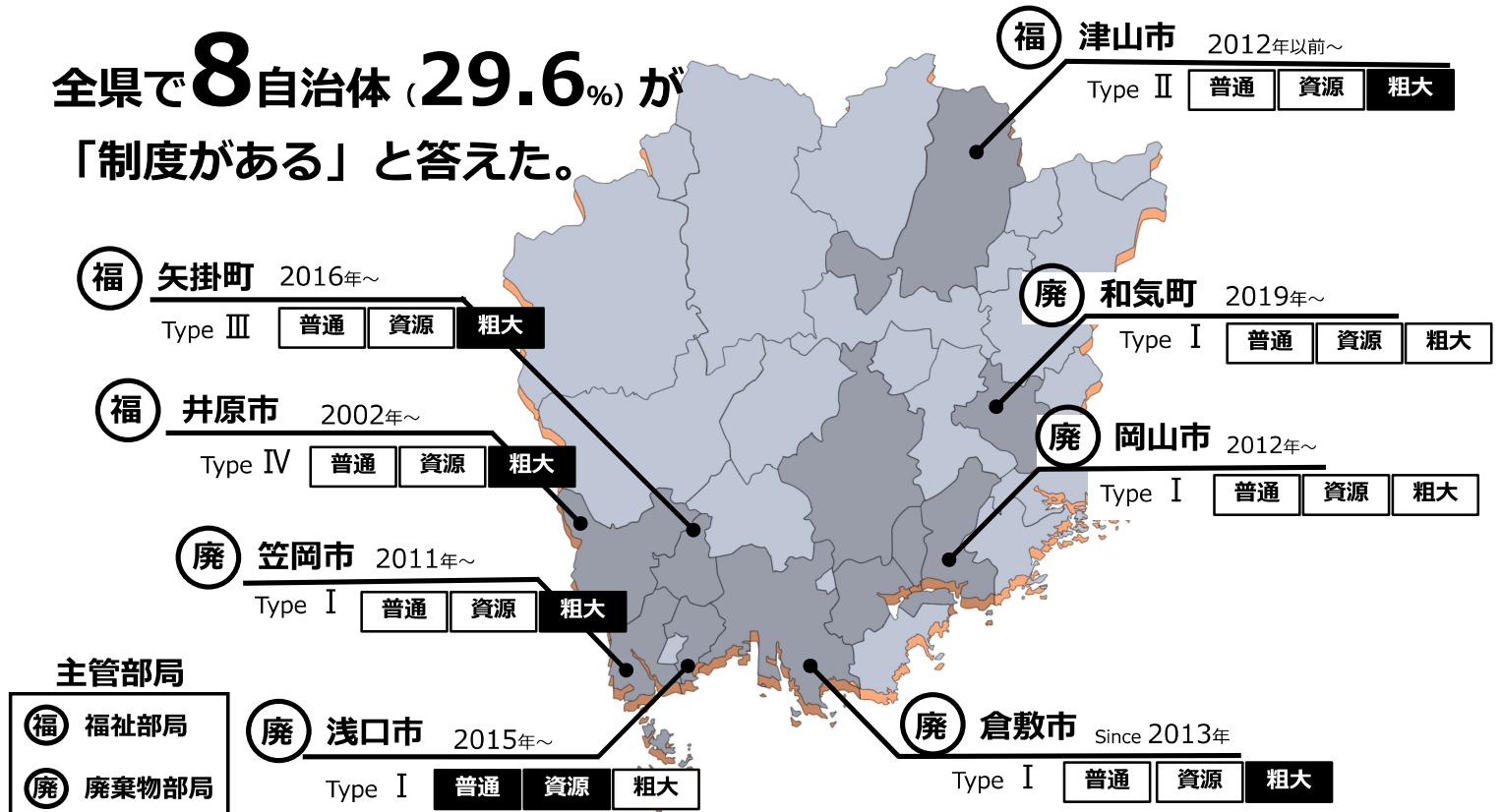
2021年

調査期間 および 回収率

2023年8月7日～8月31日

100.0%

全県で**8**自治体(29.6%)が
「制度がある」と答えた。

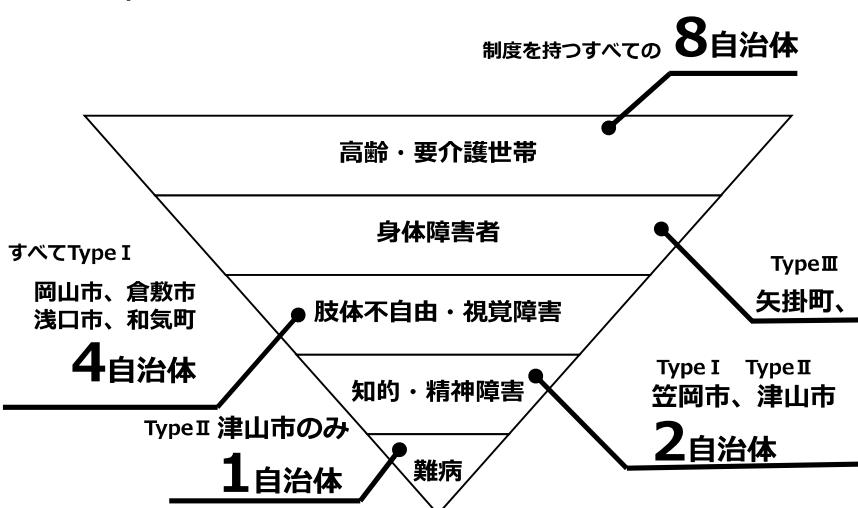


年齢要件 高齢者世帯・要介護世帯

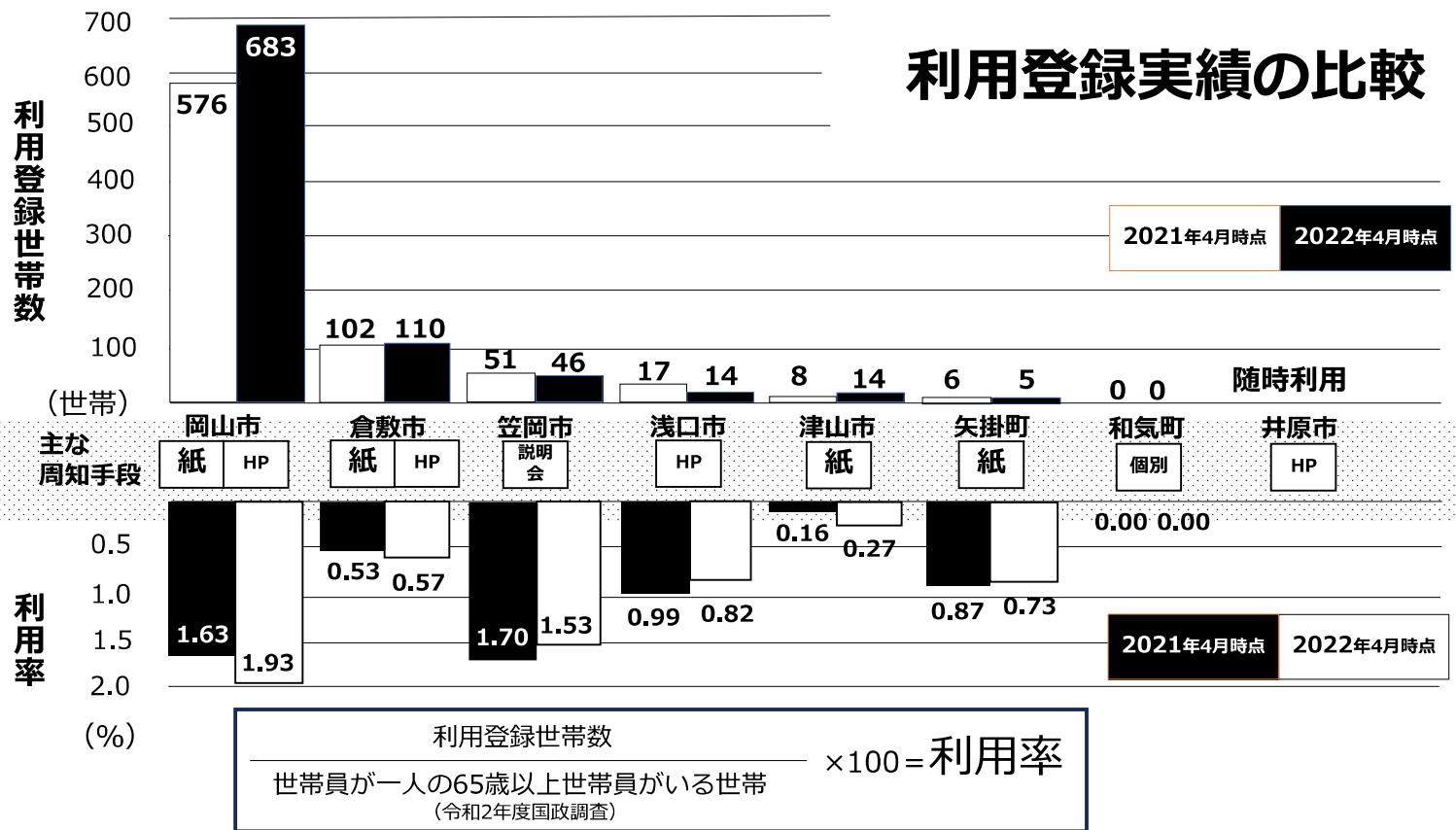
| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 40歳～ | 岡山市 | 倉敷市 | 笠岡市 | 和気町 | 津山市 |
| 65歳～ | 井原市 | 矢掛町 | | | |
| 75歳～ | 浅口市 | | | | |

要介護度等 高齢者世帯・要介護世帯

| | | |
|-------|-----|-----|
| 条件なし | 井原市 | 矢掛町 |
| 要支援1～ | 津山市 | 浅口市 |
| 要介護1～ | 岡山市 | 笠岡市 |
| 要介護2～ | 和気町 | |
| 要介護3～ | 倉敷市 | |

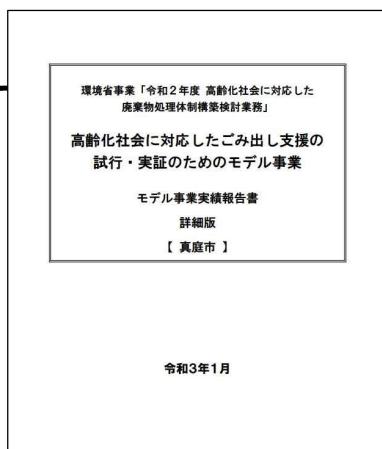
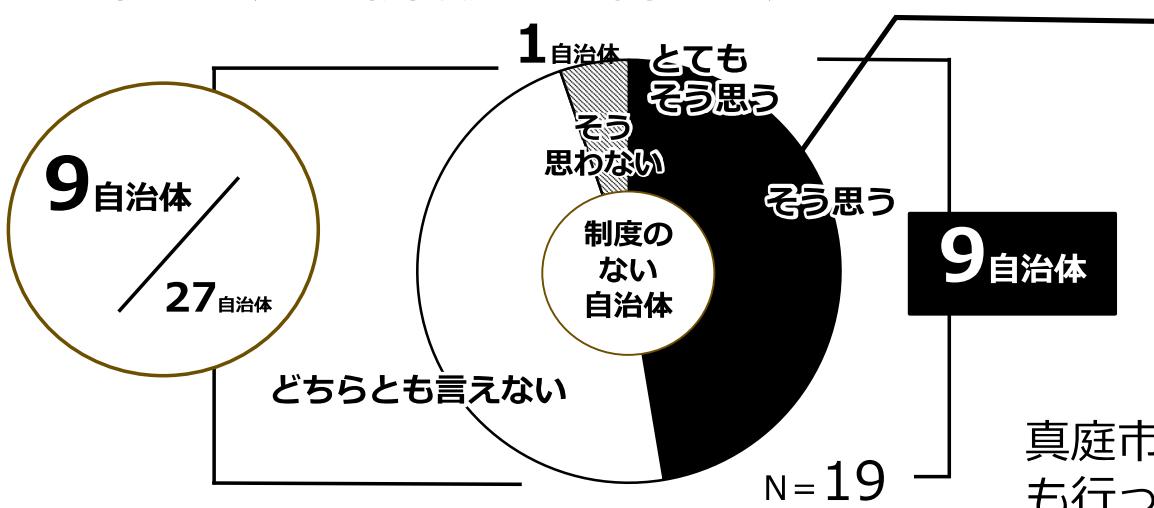


利用登録実績の比較



ごみ出し支援制度のない自治体

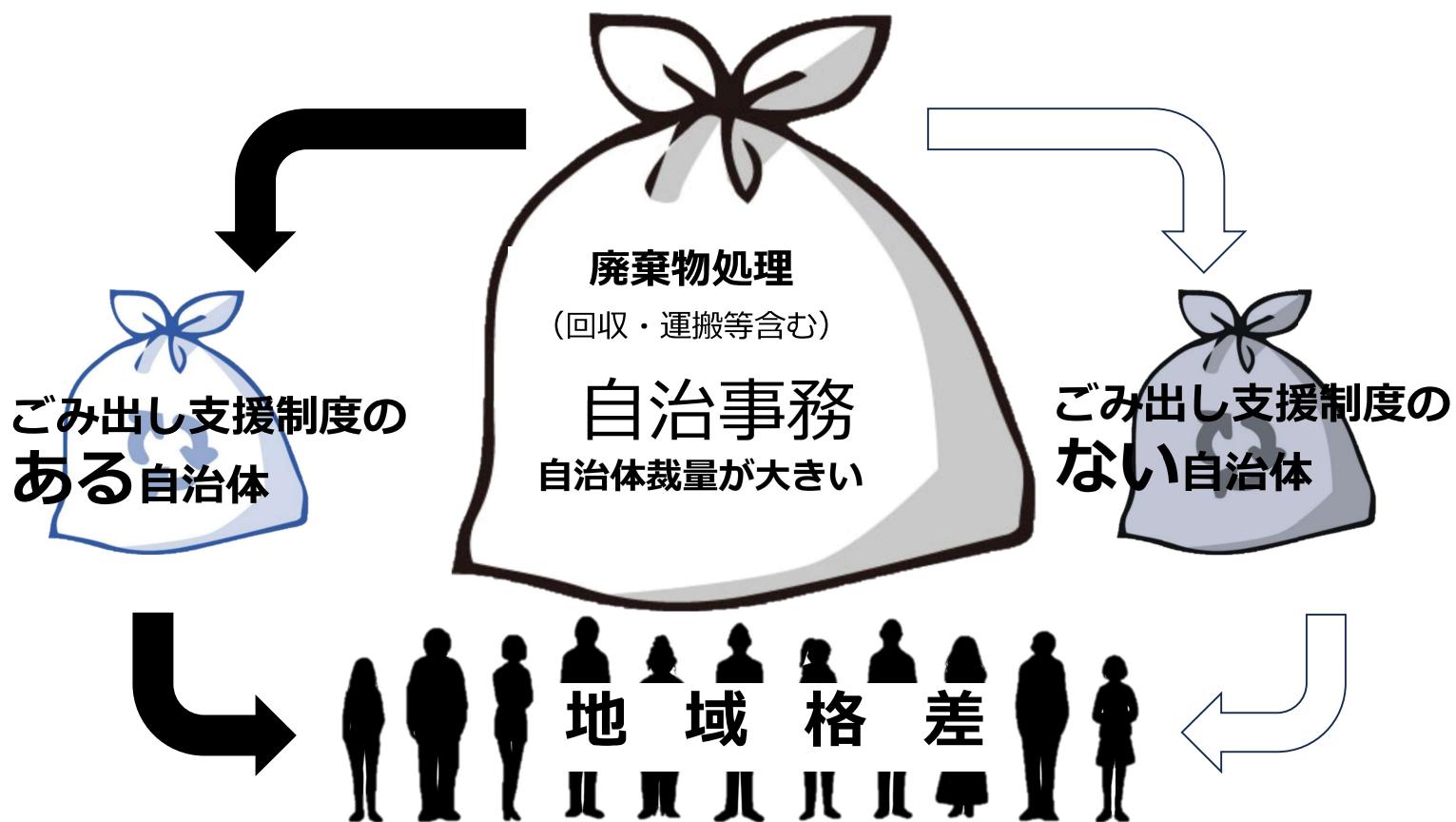
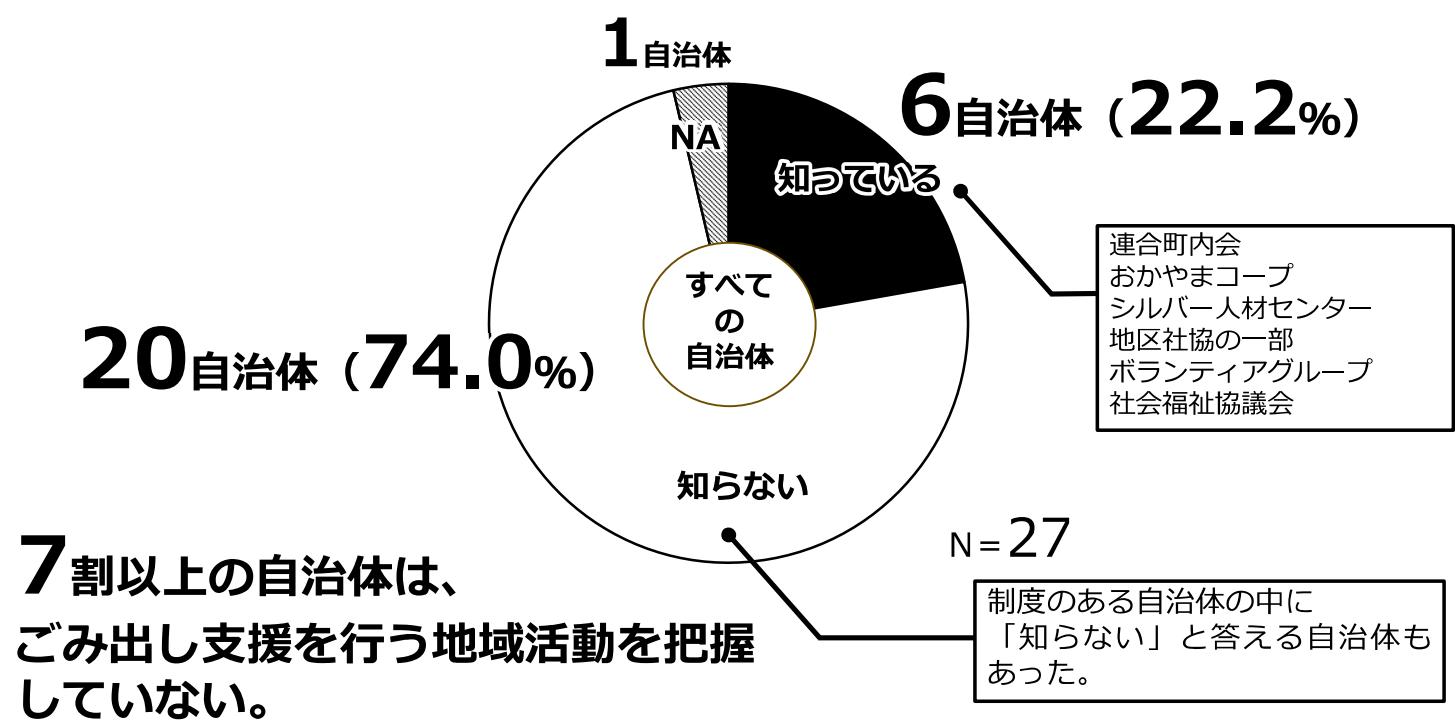
将来的にごみ出し支援制度が必要になると思うか？



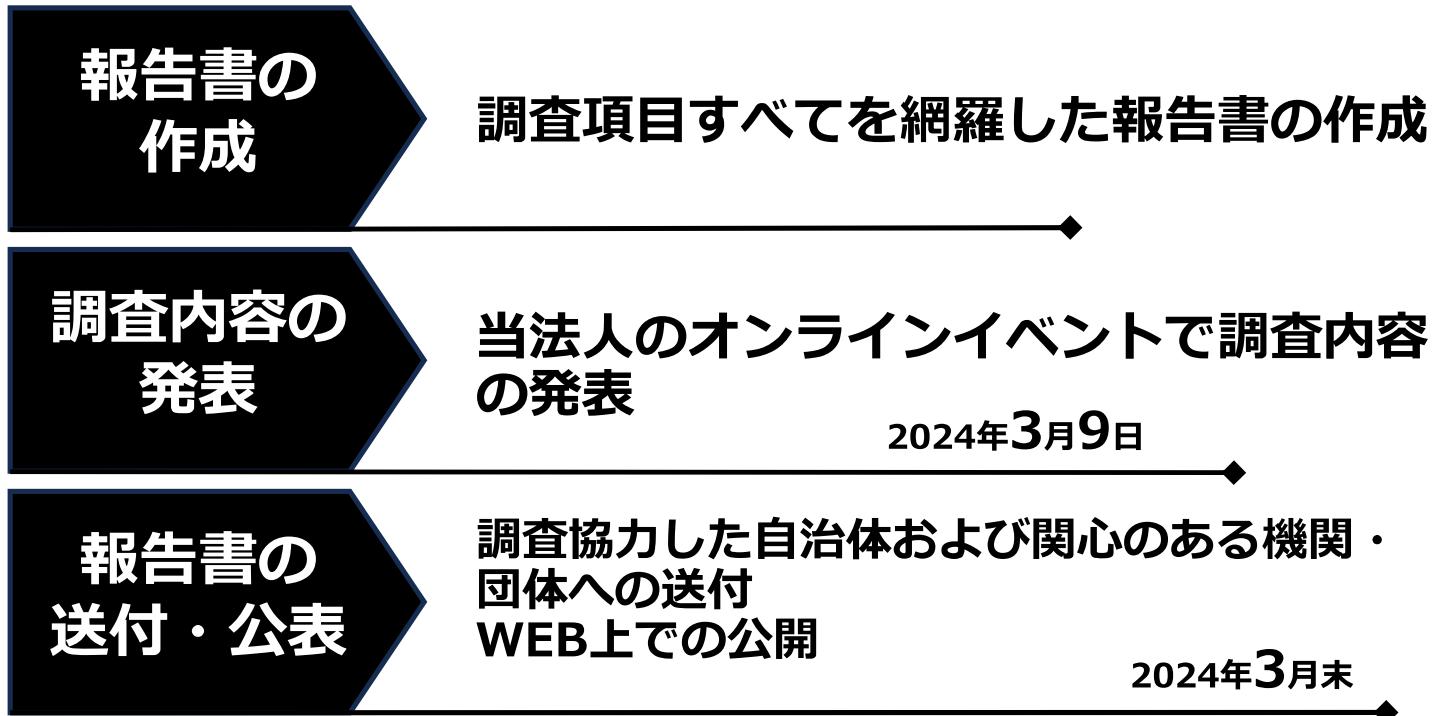
真庭市は、モデル事業も行っていた。

だが、全県の3分の1の自治体
が決めかねている？

自治体内ごみ出し支援活動事例の把握



今後の予定



引用文献

- 1) 小島英子、多島良、秋山貴、横尾英史（2015）高齢者を対象としたごみ出し支援の取組みに関するアンケート調査結果報告
- 2) 環境省（2019）高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査アンケート結果
- 3) 環境省（2021）新型コロナウイルス等の感染症及び自然災害による高齢者を対象としたごみ出し支援制度への影響調査アンケート結果
- 4) 環境省（2021）高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き
- 5) 佐々木春菜、松本亨（2016）高齢者ごみ出し支援事業における多主体連携の実態：北九州市の事例をもとに 第27回廃棄物資源循環学会研究発表会

ご清聴ありがとうございました

| 調査研究事業 主担当：藤井 宏明
| 集計・執筆担当者：吳 裕麻、神崎 希望、高崎 和美、猶原 真弓、藤井 宏明、藤本 統久
| (特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま理事)

岡山県における
高齢者および障害者世帯のための
ごみ出し支援制度に関する
実態調査報告書

発行日 令和6（2024）年3月9日
発 行 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま
700-0971 岡山市北区野田5-8-11
相談ダイヤル：080-2885-4322(毎週日曜日 10:00～15:00)
FAX専用 : 086-244-0120
E-mail : f.ombuds.okayama@gmail.com
ホームページ : <http://f-onbuzu.com/>